

博士學位論文

内容の要旨
と
審査結果の要旨

第 31 集

2014



国際基督教大学

は し が き

本集は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、平成26年3月および6月に本学において学位を授与した者の、論文内容の要旨と論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるもの、乙は同第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目
甲 第175号	博士 (学術)	岸 佑	(5) 「貫戦」期日本におけるモダニズム建築の言説・表 象・実践 —近代性による「日本的なもの」の構築— (Building a Modern Identity: Architectural Debates in "Trans-war" Japan)
甲 第176号	博士 (学術)	宮城 幹夫	(12) The Protestant Theologies of Social Justice with an Eschatological Perspective : Christians in Okinawa during the U. S. Administration (1945-1972) (終末信仰を内在する社会正義神学 — 米国統治下に於ける沖縄のプロテスタント 基督者 (1945～1972年))
甲 第177号	博士 (学術)	志村 岳彦	(16) 日本の笑いの文化 —道化を中心に— (Laughter in Japanese Culture: The Notion of <i>Dōke</i>)
甲 第178号	博士 (学術)	岩崎 浩一郎	(22) 米国大学における寄付活動の形成と継承 —世代間モデルの構築と実証— (Formation and Succession of American University Fundraising: A Trans-Generational Model)
甲 第179号	博士 (学術)	増澤 智昭	(26) Development of High-sensitivity Photodetector Using Amorphous Selenium Photoconductor and Nitrogen- doped Diamond Cold Cathode (アモルファスセレンと窒素添加ダイヤモンド冷陰 極を用いた高感度光検出器の開発)
甲 第180号	博士 (学術)	中野 真理	(29) 荷風文学のヴィジュアルティ —「知」が切り拓く美の表現— (Visuality in the Literature of Nagai Kafu)

- 甲 第181号 博士 (教育学) 工藤 雅之 (35)
 Effects of Worked Examples on Stress, Cognitive Loads,
 and Performance in Online Collaboration
 (オンライン協働におけるワークトエグザンプルの
 ストレス、認知負荷、パフォーマンスへの
 影響)
- 甲 第182号 博士 (学術) 田中 極子 (42)
 大量破壊兵器技術のデュアル・ユース性における
 軍備管理レジームの現代的意味
 (Contemporary Meanings of Arms Control Regime with
 Respect to the Dual-Use Nature of Weapons of Mass
 Destruction)
- 甲 第183号 博士 (学術) 高田 明宜 (48)
 平和を作る人たちと神への畏敬
 —イマヌエル・カントの真意—
 (Peacemakers and Awe before God
 -Recovering the True Intent of Immanuel Kant-)
- 甲 第184号 博士 (学術) LANDAU, Samantha H. (57)
 Uncanny Houses, Sinister Homes
 - the Architecture of Feminine Anxiety in Gothic
 Literature-
 (不気味な家・怪奇な住居
 -ゴシック文学における女性の不安の表象-)
- 甲 第185号 博士 (学術) 大野 ロベルト (63)
 紀貫之の影
 -日本文学と文化の根本を探る-
 (In the Shadows of Ki no Tsurayuki :
 Exploring the Foundations of Japanese Literature and
 Culture)

課程修了によるもの

氏名	岸 佑		
学位の種類	博士 (学術)		
学位記番号	甲 第 175 号		
学位授与年月日	2014年3月26日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	「貫戦」期日本におけるモダニズム建築の言説・表象・実践 —近代性による「日本的なもの」の構築— (Building a Modern Identity: Architectural Debates in "Trans-war" Japan)		
論文審査委員	主 査	献学60周年 記念教授	M. ウィリアム スティール
	副 査	准教授	倉 方 駿 介 (大阪市立大学)
	副 査	教授	高 澤 紀 恵
	副 査	教授	リチャード L. ウィルソン
	副 査	教授	岩 切 正一郎

論文内容の要旨

本論文は、1920年代末から1940年代にかけて、日本のモダニズム建築のなかで「日本的なもの」がどのように議論されたのか、について研究した論文である。

この時期の建築家たちは、建築における「日本的なもの」について多くのことを語っているが、本論文は建築家・建築学者の岸田日出刀に着目し、その著作や論文に現れた言説を通して、岸田が建築における「日本的なもの」をどのように考えていたのかを論じた。本論文では、建築における「日本的なもの」の議論を通して、岸田がモダニズム建築を日本向けにローカライズするために、プロデューサー的役割を担っていたと考えた。そして本論文は、そのことを言説・表象・実践という三つの観点からそれぞれ論じた。

「日本的なもの」への問いは、近代になって戦時期に顕現したナショナリズムと密接な関係があるとしばしば考えられるが、同時に自己規定をめぐる文化的認識への問いであるがゆえに、戦時や終戦をまたいで連続している点もある。本論文では、「貫戦」期ということばを用いることによって、建築における「日本的なもの」の戦時・戦後の連

続性と非連続性を捉えようと試みた。

論文の構成は大きく二つに分けられる。

第1章と第2章では、岸田自身の言説および岸田が提示した視覚表象の問題を論じた。第1章では、モダニズム建築と歴史の関係について論じた。日本建築における直線と曲線の関係に着目し、岸田日出刀の日本趣味建築批判について論じたのち、合理主義的な伝統理解の限界を論じた。第2章では、岸田の著作『過去の構成』に着目し、その視覚表現とテキストの関係について論じた。この著作は、日本建築にあるさまざまな幾何学的抽象美（コンポジション）を視覚的に提示するが、それは恣意的なものではなく、カメラの機械性とレンズの客観性から導かれた「真実」の視覚によってもたらされたものと考えられていた。このような理解は、当時のモダニズムの写真運動とも共通する。その一方で、『過去の構成』における視覚的プレゼンテーションを通して提示されたのは、そのような日本建築が共時的にもつような、不変的特徴だった。

第3章では、1930年代後半の建築界の動向をとりあげ、この時期に岸田のさまざまな活動が挫折する一方で、新しい理論的方向が見出されていたことを論じた。まず1940年の東京オリンピックのために結成された日本工作文化連盟の活動をとりあげた。東京オリンピック返上決定後に発行された機関誌『現代建築』は、モダニズム建築についての理論的言説を生産し、モダニズム建築の理念のひとつである合理主義の乗り越えを試みた。1939年の忠霊塔の設計競技と1930年代後半の熱河遺跡ブームは、「日本的なもの」という観点から慰霊と記念碑性をどのように表現するかを建築的な課題として提示した。またこの時期は、「日本的なもの」が再規定された時期でもあり、それまでのアジアの博物館としての日本というものから、日本とそれ以外を区別して、いわば中国的なものを排除したものが「日本的なもの」とみなされるようになった。岸田は、東京オリンピックの競技場設計や、忠霊塔の設計競技のデザイン指針をめぐって挫折し、これ以降彼はモダニズム建築をプロデュースする側にまわる。本論文では、浜口隆一と丹下健三をとりあげた。

第4章と第5章は、浜口隆一の終戦前後の活動と戦後の広島平和公園に注目し、いわばプロデューサーとしての岸田の存在を論じた。第4章では、建築評論家の浜口隆一が1944年に発表した「日本国民建築様式の問題」という文章と、1946年に発表した『ヒューマニズムの建築』について、それぞれ内容を確認し、その論理展開を比較した。敗戦を挟んだこのふたつの文章は、石と木を建築の本質を表す比喻とみなして対比的に捉え、日本の建築がどうあるべきかを論じている点で共通しているが、敗戦による差異も認められる。この変化には、終戦直後の状況が影響を与えていると考えられますが、戦時と戦後で論理展開が共通している点に、浜口の「貫戦」的議論をみることができるだろう。第5章では、広島市の平和記念公園をとおして、戦時と戦後の連続性を捉えた。爆心地周

辺を公園にしようとする平和記念公園の計画は、丹下健三の応募案が選ばれたが、これは 1942 年に実施された大東亜記念営造計画の丹下健三案と平面構成が共通している。しかし平和公園の設計案は、原爆ドームをシンボルとして発見し、戦争と死者をめぐる政治的に繊細な問題を、空間構成によって見事に表現した点で優れていたといえるだろう。その一方で、戦後復興事業の一部として行われた公園の建設はさまざまな困難の連続であり、平和都市を建設するために社会的弱者が住む場所を奪われていくという、ある種のねじれも存在していた。第 6 章は、各章の要約を掲載し、今後の課題と展望を加え、まとめとした。

論文審査結果の要旨

2014年1月14日、M.ウィリアム スティール、高澤紀恵、リチャード L. ウィルソン、岩切正一郎、倉方俊輔の各教授からなる博士論文審査委員会の審査が開かれた。審査では、冒頭に岸氏から論文について概要的な説明が行われた後、審査委員会から個別に質疑応答が行われた。

審査委員会は、まず本論文が、建築家や建築物ではなく思想、イデオロギーあるいは論争という観点から日本近代建築史研究にアプローチをしたことを評価した。本論文の分析は、1930年代から1940年代にかけての「日本的なもの」に関する議論を、モダニティと関連づけて論じる一方で、ナショナリズムの台頭という面から論じたもので、その両面への注目に独自性がある。さらに審査委員会は、東京帝国大学教授で建築学を講じていた岸田日出刀に、本論文が注目した点の評価した。岸田日出刀は、日本近代建築史上で、丹下健三のような学生を育てたことで知られている。岸田の日本近代建築史への貢献は、形態や機能、様式あるいは建築材料をめぐる建築論的議論への介入にとどまらず、モダニティと「日本的なもの」の同一視を理論的に論じた点にあった。このように審査委員会は岸氏の論文を評価した上で、審査は個別の質疑応答に移った。

スティール教授は、岸田日出刀の日本近代建築史における位置づけと役割について尋ねた。それに対して岸氏は、岸田が日本近代建築史の位置づけが限定的なものであったことを述べた後、モダニズム建築の受容と定着を考える上で、特にモダニズム建築が制度的に定着する上で重要な人物であった、と応答した。次にスティール教授は、論文の比較文化的可能性について言及した。スティール教授の質問は、本論文のような「日本的なもの」に建築からアプローチする方法は、例えば「アメリカ的なもの」や「ドイツ的なもの」にも有効であるのかというもので、それに対して岸氏は、「日本的なもの」とモダニズム建築の関係は、比較的現在から近い時期に創られたという点で国民性のような議論と共通したのものがあるが、伝統と近代のように対立するものではなく、伝統が近代的であるとされたことが特徴的であった、と述べた。

岩切教授は、さらにモダニティと「日本的なもの」との関係についての説明を求め、それに対して岸氏はモダニティが「日本的なもの」を発見したと返答した。つまり、建築における「日本的なもの」とは、20世紀になってから登場した欧米における最先端の建築表現が登場してから、発見されたものである。岸田は、日本建築が直線的であること、あるいは在来工法が軸組構造であることなどに注目し、これらの特徴がモダニズム建築の建築的特徴と一致していると論じているが、日本建築がモダニズム的であるので

はなく、むしろモダニズム建築によって「日本的なもの」が発見されたと考えるべきだ、と述べた。また岩切教授は、論文の最後に 1955 年竣工の広島平和公園をとりあげていることについて説明を求め、「貫戦」期の議論の最後に、例えば 1964 年の東京オリンピックではなく広島平和公園を選んだ理由の説明を求め、広島平和公園と「日本的なもの」との関連性について質問した。岸氏は、竣工時の広島ピースセンターは、ピロティやブローションが日本建築を思わせると考えられており、モダニズム建築の日本的表現だと考えられていたと回答した上で、しかし定稿における論述がやや足りなかったことを認め、加筆修正の機会があれば補いたいと述べた。また、「貫戦期」という時代区分は、広島平和公園をメルクマールとして終わったということではなく、1960 年代に徐々に変容していったと考えているので、それについては今後の研究課題としたいと述べた。

高澤教授は、本論文における「貫戦」期という時期区分の有効性について質問し、第二次世界大戦の終結が日本の建築や建築家に与えた影響について尋ねた。岸氏は、定稿では思想や理論に注目したために戦時と戦後の連続性を強調したものの、終戦や戦後復興が建築家に与えた思想的な影響は、定稿では扱うことのできなかつた 1950 年代後半以降に登場すると考えているために今後の課題である、と述べた。続いて高澤教授は、岸田のモダニティについて説明を求め、岸田が試みたものは、普遍主義と排外主義とを結びつけようとした特殊な思想だったのかと質問した。それに対して岸氏は、次のように述べた。確かにモダニズムの建築運動はグローバルで同時代的な文化動向であり、一方で「日本的なもの」という意識は個別的であり、それが結びつくというのは我々からすれば論理的な飛躍があるように思われるが、岸田自身はそれを飛躍ではないと考えていたはずである。

ウィルソン教授は、モダニティがローカルにもグローバルにもなりうるという主張に同意した上で、岸氏の論述が、建築物ではなく言説や思想といった論争に注目するアプローチの有効性を認めた上で、しかし全体を貫く中心的な軸が見えにくいことを指摘して、本論文の中心軸を確認した。岸氏は、それは「日本的なもの」である、と述べた。岸氏は続けて、確かに章によってはそれが議論の中心にあることがわかりにくい章もあるが、近代の日本建築とは何か、あるいは日本における近代建築とは何か、をもっとも議論できる主題が「日本的なもの」であった、と返答した。またウィルソン教授は、岸田日出刀とル・コルビュジエとの繋がりはどうであったのか、と質問した。岸氏は、ル・コルビュジエと岸田との関係は限定的なものであっただろうと述べ、岸田にとってコルビュジエはモダニズム建築の思想を代表する建築家であったが、その理解は合理主義やピュリスムといった初期のル・コルビュジエを中心とした理解であったように思う、と述べた。

最後に倉方教授が、これまでの質疑応答を踏まえながら、本論文の研究が膨大な先行

研究と先行文献を踏まえた上で記述であると述べて、本論文の価値を認めた上で、戦前と戦後における日本の自己意識の変遷と「日本的なもの」の関係について質問をし、本論文における議論の中心がやや曖昧であることを指摘した。岸氏はそれに対して、次のように返答した。定稿における議論の中心は、「日本的なもの」という主題である。しかし、「貫戦期」という時期区分の設定や、岸田への注目、あるいは「計画という思想」とでも呼べる思想への注目があるために、記述にわかりにくい部分が生まれてしまった。だが、モダニズム建築が「日本的なもの」という理論的なツールを通してローカライズされ、徐々に変容していく複雑な過程をみるために、これらの記述は必要だったと考えている、と述べた。続けて倉方教授は、岸田日出刀についての説明を求め、日本近代建築史上における岸田の重要性や岸田の思想的独自性とは、東京帝国大学教授という地位に由来するものと考えられるか、と質問した。それに対して岸氏は、岸田の重要性は、モダニズム建築を日本に定着させるためのプロデューサー的役割を担った点にあると述べた。しかし岸田は、ある種の知的「凡庸さ」があり、それが日本近代建築史における岸田の役割を見え難くしていることも事実である。一方で、岸田は、東京帝国大学という制度や教育を通してモダニズム建築を受容する回路を作ったという点で、注目すべきものがある。戦後の岸田の活動も含めれば、さらに述べることも多くなるが、それは今後の課題である、と述べた。そして倉方氏は、1930年代後半に大陸や南方の経験によって「日本的なもの」という主題が再指定されたという主張の論理展開が不十分であることを指摘した上で、アジアや大陸の経験という問題が、戦後の展開のなかで忘却された重要な主題であり、しかしそれこそが、浜口や丹下といったモダニズムの新たな展開を創造するモメントになる一方で、岸田の限界はそこへ投企できなかつたことだと思う、と述べた。そして、「日本的なもの」とアジアの経験という主題は、今こそ改めて問題にされるべきものであり、その時にかつて同じ主題をめぐるどのような議論が行われたのかを整理することは必要であろう、と評価した。

審査委員会は、いくつかの点で岸氏の論文における論述の不足を指摘した上で、この論文が日本近代建築についての議論のみならず、近代世界における日本という場をめぐる広汎な議論にも光をあてる意欲的な研究のひとつであることを認めた。特に、第二次世界大戦の前後の連続性をみとめる議論は価値あるものであり、さらに「日本」の自己意識をめぐる議論の射程は現在においても有効である。審査委員会は、岸氏の論文を出版するに際して加筆と修正が必要であると、岸氏も出版のような加筆修正の機会が与えられるならば、審査委員会から与えられたコメントを反映すると約束した。

審査委員会は国際基督教大学教育研究棟 257 号室において、2014 年 1 月 14 日 10 時 10 分から 12 時 40 分まで最終口述試問を実施し、引き続き審査委員による最終判定を

行った。その結果、提出論文は博士論文に値するに十分な内容を持ち、また学位申請者が自立的で高度な研究能力を有することを認めて、全員一致で本論文を博士論文として合格と判定した。

氏名	宮城幹夫		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	甲第176号		
学位授与年月日	2014年3月26日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	The Protestant Theologies of Social Justice with an Eschatological Perspective : Christians in Okinawa during the U. S. Administration (1945-1972) (終末信仰を内在する社会正義神学 - 米国統治下に於ける沖縄のプロテスタント基督者 (1945~1972))		
論文審査委員	主査教授	森本 あんり	
	副査	献学60周年記念教授	M. ウィリアム スティール
	副査教授	菊池 秀 明	
	副査教授	大 西 直 樹	

論文内容の要旨

本論文は、アメリカ統治下における沖縄のプロテスタント・キリスト教が生み出した神学思想を取り上げ、その終末論的かつ社会正義志向的な性格を明らかにしようとするものである。

論文はまず、沖縄が歴史的におかれてきた社会政治的な状況を15世紀の琉球王国時代から振り返り、薩摩藩、明治政府、アメリカ統治、さらには祖国復帰後も続く日米二重の桎梏に至るまで、繰り返し主権を侵害され続けてきた経緯を通史的にあとづけている。このような歴史的背景は、時の権力者への面従とは別に、内実においては常に一定の独立性と非関与性を保つ、という沖縄人の独特な精神風土を培うこととなった。明治以降の天皇制や国体思想への組み入れも、限定的な成功を収めることができたにすぎない。これらに対し、人々の精神的な支柱として実質的に機能してきたのは、一族門中を中心とする沖縄古来の祖先崇拜である。論文では、この祖先崇拜は此岸的な生活の困窮

から彼岸的な救済の祈願へと人々の関心を振り向ける役割を果たし、これがやがてキリスト教の終末論的な希望理解を受容する素地を提供した、とされている。

「沖縄の基督者」というとき、著者は人口の1%から3%を占めるといわれる沖縄のカトリック・プロテスタントの基督教徒だけでなく、4万人のアメリカ軍関係者とその家族にいるキリスト教徒をも含めている。論文では特にその中から、沖縄キリスト教団、沖縄聖公会、沖縄バプテスト連盟、そしてセヴンスデー・アドヴェンティスト教団という4つの主要教派が選ばれ、それらに属する沖縄人とアメリカ人の信条や思想、意見表明の行動に焦点を当てた上で、それぞれが土地収用問題、米兵による強姦事件、ライ療養所問題という沖縄史における3つの問題局面にどのような対応を示したかが分析の対象とされている。この対応は、社会的な不正義に対する抗議や批判の表明と、その不正義の犠牲となった人々へのいたわりやケア治療とに大別される。

こうした通史的な概観から、以下のことが明らかにされた。まず、社会正義への関心や変革への動機づけは、15世紀以来の国家的な従属の歴史から生まれることはなかった。外来権力への服従を繰り返してきた沖縄に、みずからの主権を獲得する運動や意志が生まれるためには、いくつかの精神的な転換が必要であった。本論文はその転換点として、まずは皮肉にも沖縄を蹂躪し続けてきた日本国家の存在を挙げる。長く沖縄を支配してきた本土日本は、敗戦によりアメリカに占領されるが、その占領軍の文化価値として民主主義や国民主権や平和思想を受け入れた戦後日本は、新憲法を制定しこれを旗印に掲げて新生国家となった。ところが、沖縄はその戦後日本の新生にも加わることができず置き去りにされたまま、新憲法に象徴されるその輝きと希望に羨望を抱き続けたのである。当時の進歩的な沖縄人キリスト者にとり、祖国復帰とはすなわち新生日本のこの希望に加わることであった。著者によれば、沖縄は長い精神的な準備の期間を経て、この時はじめて自主独立の社会正義と平和思想を目指す動機と基盤を与えられることになったのである。

1950年代にこうした日本の希望を沖縄に伝える役目を果たしたのは、無教会の指導者で東京大学総長となった矢内原忠雄である。矢内原は、アメリカ軍の沖縄政策を批判し、バビロン捕囚から帰還するユダヤ民族の聖書記事に託して本土復帰の希望を掲げ、沖縄の人々を鼓舞した。60年代のリーダーとしては、沖縄から米国政府の発給する旅券を携えて本土へ留学し、東京神学大学と国際基督教大学に学んだ平良修が取り上げられる。牧師となった平良は、1966年のアンガー高等弁務官の就任式に際して「これが最後の弁務官となるように」と祈り、米国執政者の憤激を買いつつも沖縄人の精神的な自覚を促した。他にも、沖縄に派遣されたアメリカ人宣教師らは、米国紙を通して自国の占領政策の非人道性を非難し抗議を表明している。本論文は、これら先駆者たちの後押しを得て人々が人権と尊厳を守る社会正義への志向性と自覚を形成していった過程を明確に

示している。

論文審査結果の要旨

宮城幹夫氏の博士論文最終口頭試問は、日時を学内公示の上、審査委員4名の出席の他に2名の陪席者を得て、2014年1月15日13時20分より14時45分まで、国際基督教大学教育研究棟257号室において行われた。

最初に、委員会は執筆者自身がこの論文の主旨を1文で総括することを求めた。宮城氏はこれを「沖縄のプロテスタント基督者は、米国統治下ばかりでなく、長い苦難の歴史を通して、社会正義への希望と終末論的な視野を堅持し続けた」ということであると総括した。

審査委員からは、まず沖縄キリスト教の関係者とその諸発言が一次資料から時系列的に蒐集され、ていねいに提示されていることが大きく評価された。これまでは、個々の政治家の発言などが断片的に紹介されることはあっても、それらが沖縄史の文脈の中でどのように位置づけられるかを体系的に論じた研究は存在しない。資料のなかには、アメリカ軍の公式報道やニュース記事、宣教師や教会集会の報告ばかりでなく、執筆者個人とも親交のある平良修氏や金城重明氏の直接発言なども記録されており、本論文はまず歴史的な証言集として貴重な資料的価値を有していることが確認された。

中間審査においては、沖縄の窮状が同じようにアメリカ軍基地を有する韓国など他の国々のそれとどのように比較されるべきかを論じることと、沖縄が被害者であるばかりでなく加害者としての役割を担わされている可能性を調べること、という2点の改善要求が出されていた。最終審査においては、前者についてなお不十分さが残るものの、後者については沖縄が朝鮮戦争、冷戦時代、そしてヴェトナム戦争と、アメリカ軍の前哨基地として常に重要な戦略的意義を有してきたことが明らかにされており、適切であると評価された。

論文はまた、その執筆初期段階において、平良修牧師の絶対平和主義をラインホルド・ニーバーの神学的現実主義との関連において批判的に検討することを目的としていたが、執筆の過程でその対比軸は必ずしも明確にならないことが指摘され、平和主義や非平和主義というレッテルを越えた即事的な歴史理解を探求することとなった。この点においても、論文全体の構成が再考され、個々の事象が神学的な解釈ばかりでなく歴史的な通観のもとに位置づけ直されていることが評価された。

沖縄の精神風土は、かりにこれを統一的に語る事ができると仮定した場合、どの程度戦後アメリカ軍の占領による影響を被っているか、という質問には、当時の占領政策がグアムやハワイの場合と異なり日本語を公用語として残したため、ほとんど実質的な

影響を受けなかった、という解釈が示された。アメリカ軍基地におけるキリスト教の実践形態については、敷地内で超教派的な礼拝がもたれているものの、各教派の信徒はその無性格さに飽きたらず、基地の外へ出てそれぞれ独自に礼拝所を組織することが多かったようである。にもかかわらず、彼らの礼拝はあくまでも英語を中心としたもので、在来の沖縄キリスト者が自然に参加できるような礼拝ではなかったため、アメリカ人キリスト者との実質的な交流や接触はほとんど見られない、ということであった。

口頭試問におけるもっとも批判的な問いは、本論文の中核をなす「終末論的視点」の意味とその社会正義との連関を問う主査からのものであった。冒頭の説明によれば、沖縄のキリスト者は終末論的な視点を一貫して堅持した、ということの論証的な提示が本論文の主旨であった。だが本論文では、度重なる米兵による強姦事件に対しては、複数箇所ですべて「このような視点が失われていた」ことが明記されている。「終末論的視点」は、沖縄の近世史が如実に物語るごとく、彼岸的な諦念に終始した場合には、社会正義への希望や変革への実践的行動を挫く結果をもたらす。したがって、酷悪な犯罪を目のあたりにした者にとっては、むしろ終末論的な視点をもたずに現実変革を求める意思を強くすることの方が適切なのではないか。この問いに対して執筆者は、人々の対応が不完全であることを認めた上で、悲惨な事件や歴史の被害者本人たちにとり、尊厳の回復は決して単なる水平次元での「社会正義」では満たされることがなく、それを越えた終末論的な希望によってのみ得られる、ということを強調した。この意味において、終末論的な視点は地上の倫理的要請を捌無せず、かえってその深化をもたらす。沖縄のプロテスタント基督者は、終末論的な希望と現世的な倫理とのかかる弁証法的な緊張関係を常に意識して内在化する宿命にある、と言わねばならない。論文主査と審査委員一同は、この説明を十分なものとして受け止めた。

本論文は、執筆内容を特にアメリカの良識ある人々に届けたいという著者の強い意思により、英語での執筆となっている。沖縄、占領アメリカ軍、基地問題、キリスト教神学、社会正義、平和主義、終末論的視点、などといった鍵語を含む論文は、英語圏の読者層に訴える力があり、今後の出版の可能性も大きい。ただし、英語表現や文章力については、学位論文の執筆としては許容される水準であっても、学術出版に要求される水準に達しているとは言い難い。出版を希望する場合には、かなりの修文が必要とされるであろう。

以上の所見を総合し、審査委員会は本論文が本学の要求する博士論文としての学術的水準を満たすものと認められる、との結論に達した。病と年齢による負担を克服して基礎資料を丹念に渉猟し、海外の学問的な関心からしても有意義と認められ得る博士論文へとまとめ、これを英語で完成させた執筆者の努力を多としたい。

氏名	志村 岳彦		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	甲 第 177 号		
学位授与年月日	2014年3月26日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	日本の笑いの文化 ―道化を中心に― (Laughter in Japanese Culture: The Notion of <i>Dōke</i>)		
論文審査委員	主査 教授	ツベタナ I. クリステフ	
	副査 名誉教授	青井 明	
	副査 教授	リチャード L. ウィルソン	
	副査 上級准教授	佐野 好 則	

論文内容の要旨

本論文は、山口昌男が1970年代に提出した「道化論」を、歴史的・社会的・文化的視点から解釈し、その意味と貢献を評価したうえ、現代の「笑い」の文化の特質を分析することによって、「道化論」の限界点を追究し、その考え直しを試みたものである。

「道化」の本質は、「笑い」を創出し、観客を徹底的に楽しませる一方、あらゆる問題について考えさせることにある。だから、その具体的な形式や技法などは、文化によって、時代によって異なる。山口の「道化論」の大きな特徴は、社会風刺を強調したことにある。その理由の一つは、山口本人があらゆる場で宣伝していたように、1970年代の閉塞した知的状況を牽引するという狙いがあったからだ。一方、もう一つの理由は、山口の道化論が西洋の理論を大いに取り入れ、その理論が社会的役割を中心とする西洋の「笑い」の文化に基づいているからだと考えられる。

山口の「道化論」が提唱された当時は、その社会的・文化的・理論的インパクトがきわめて大きかったが、現在の「笑い」の研究状態をみると、およそ40年前に熱狂的に歓迎された「道化」という概念は、今や忘れ去られてしまったのではないかと結論づけられる。こうした傾向は「笑い」の文化の現状とも呼応しているといえる。その文化はととも盛んになった一方、文化創造を促すような哄笑が形成されにくくなり、社会風刺が薄くなってきた。それゆえ、山口の「道化論」を活かすことは、日本における「笑い」の文化史をたどり、現代の「笑い」の研究のみならず、「笑い」の文化そのものにも影

響を及ぼすことになるだろう。しかし、考え方や笑い方から思想や理論までがすでに異なっているので、「道化論」を活かすためには、それを「異化する」、すなわち再考察する必要がある。

山口昌男が提出した道化論は、あらゆる芸術創造の場に衝撃を与えたが、しかし一方、日本文化のなかの道化に関する分析は十全ではない。よって、本論文の目的は、日本の道化を考察の対象にし、「笑い」の文化の比較研究の基礎を考慮したうえ、「続・道化論」を試みることにある。

第一章では、西洋における道化の系譜をたどり、トリックスター論やフール論といった先行研究を出発点としながら、シェイクスピアからラブレーまで、イギリス・フランス・ドイツなど、西洋文学の代表作の具体的な分析を行っている。「権力」対「道化」という西洋文化における道化の主要な役割に着目する一方、こうした伝統に基づいた道化論を異文化に応用する是非について考察し、その限界点について吟味している。

第二章では、日本における道化の文化史を扱い、スサノオとアメノウズメの神話から井上ひさしの作品まで、古代から現代に至るまでに登場したはみ出し者について紹介している。考察の大きなメリットは、従来の研究において考慮されてきた、狂言の太郎冠者や歌舞伎の「猿若」のような、特定の「道化訳」にとどまらず、平中・『源氏物語』の末摘花と源典侍・「虫めづる姫君」など、「道化的働き」をしている多数の登場人物をも取り上げ、作品におけるその役割を追究したことである。

第三章では、狂言の太郎冠者の振る舞いに着目し、彼が巻き起こす「クスクス笑い」について詳しく分析している。さらに、現代までの狂言の歩みをたどり、高橋康也の『まちがいの狂言』、京極夏彦の『豆腐小僧』、梅原猛の『王様と恐竜』という新作狂言を分析し比較したうえ、芸能における伝統と創造の問題について考察している。

第四章では、現代日本文化の道化について、特に「ものまね」に焦点を当てて論じている。「もどき」や「もじり」など、模倣の伝統を踏まえて、「細かすぎて伝わらないモノマネ」という現代の「ものまね」の特徴について考察し、笑いの「おたく化」という現象を取り上げている。結びには、「想像」から「想像」へ、という「ものまね」の働きについて吟味している。

第五章では、まずは「笑い」の文化の現状に鋭い目を向け、本来「権力」や「オーソリティ」との対立として成立するはずの道化は、ビートタケシなどのように、「オーソリティ」と置き換えられていることを批判している。「葉/毒」としての「笑い」の働きや効果について分析し、山口昌男の「道化論」の大きな役割を再確認したうえ、現代の「笑い」の文化に適合する「続・道化論」の必要性を根拠づけている。日本文化における「笑い」の生成過程やメカニズムを考慮し、「雅俗と俗雅」、「痴と知」をキーワードにそのモデルづくりを試みている。さらに、和歌の「よみ(詠み/読み)人」や能のカタル

シスなどを参考にしながら、「想像」と「創造」にいざなうという観客参加論を考察している。締めくくりには、現在の日本の知的状況にもふれ、道化的思考の可能性について追究している。

日本の道化の大きな特徴の一つは、作品を観る者・巻き込まれる者が「ほっこりする」という点であり、これが西洋の道化の刺激的な猥雑さと混ざり合って、ユニークな性格を作り出している。その代表的な例は、太郎冠者の「クスクス笑い」であるが、こうした笑いは、日本文化における「道化役」だけでなく、パロディを考える際にも有効な視座となりうる。一方、パロディが、数多くのリメイクを生み出してきた現代文化の主要な特徴の一つであることを考慮すると、「続・道化論」の研究は、「笑い」の文化に限られず、現代文化のあらゆる現象や作品の分析にも応用できると考えられる。

論文審査結果の要旨

2014年1月21日、クリステワ I. ツベタナ、青井明、リチャード L. ウィルソン、佐野好則の各教授からなる博士論文審査委員会の審査が開かれた。審査では、冒頭に志村氏から論文について概要的な説明が行われた後、審査委員会から個別に質疑応答が行われた。

2013年1月15日に行われた中間発表審査では、志村岳彦氏の論文改善のために次の三つの課題が挙げられた。すなわち、各章との間の関連性を強めることで議論の流れをいっそう明確にすること、日本文化における「笑い」や「道化」の歴史をもっと詳しく取り上げることで考察を充実させること、研究の大きなメリットと見なされる現代文化における「ものまね」の考察や観客参加論の分析をいっそう強調すること、という三つである。最終的に提出された博士論文にはこれらの点が改善されていた。特に、日本文化における「笑い」の歴史の考察がもっと細かくなったので、比較文化的アプローチも成立してきたし、「道化論」の考え直しの必要性も明瞭に根拠づけられてきたといえる。さらに、志村氏が現代文化における「笑い」の分析をいっそう充実させたうえ、研究者の社会的責任をも示したことは、高い評価に値するものである。

青井明教授は、論文のスタイルがよいことと誤字・脱字がきわめて少ないことを指摘したうえ、山口昌男の道化論の再評価ができた、と評価した。さらに、道化の定義や地域性を論じるのは難しいが、よく纏められているという意見を表した。一方、次のような質問とアドバイスもした。すなわち、fool に対して joker はどこか異質な感じがする；分析のなかで「アジアの道化」という言葉を使っているが、どの地域を考えているのかについての説明もなし、考察もない；現代文化の道化の考察のなかで獅子文六のユーモア小説をも参照するとよい；落語をも取り上げ、登場人物に注目すべきだった、ということである。志村氏は、コメントをありがたく受け止め、できる範囲で反映してみると言った。特に、落語を取り入れなかったという大きなミスについて反省したうえ、論文のなかでこの問題について少なくともお断りする必要があると認めた。

リチャード L. ウィルソン教授は、山口昌男がちょうど一年前に亡くなったことを考えると、この研究がとても意義深いものであると指摘し、中間報告に比べるとだいぶよくなったことを認めた。特に、中間報告では、焦点が「笑い」にあるか「道化」にあるか、はっきりしていなかったことに比べると、今回は「道化」が間違いなく考察の中心になってきたこと、また、第二章における日本の道化についての記述が増えたことを評価した。さらに、志村氏が論文では理想をもって物を見ていることは、非常に尊敬す

べき態度であるという意見を表した。つまり、**description** に留まらず、**prescription** にも励んだという意見である。一方、西洋の場合は認識論・心理学のアプローチを道化研究に取り入れることが多いので、こうしたアプローチをも考慮すべきだった、また、比較研究は、「日本」対「東洋」という枠組みを超えて、他の文化、少なくとも「アジア文化」をもっと広く取り上げるべきであるというコメントをしたので、志村氏はコメントの重要性を認め、今後の課題にすると反応した。

佐野好則上級准教授は、「人文科学の面白さを示したい」という志村氏の執筆動機がよく、その心がけを十二分に発揮できたと指摘した。ウィルソン教授と同様に、論文には **description** のみならず **prescription** もあること、また、この研究をライフワークにする覚悟を持っていることを評価した。停滞している社会とは何かをおさえることが大事である、と論文の社会的・文化的意味にも着目した。

ツベタナ I. クリステワ教授は、論文が改善されたという他の審査員による評価を支持し、さらに、観客参加論考察において和歌の「よみ人」に遡る「受容者の参加」という日本の伝統的な文化の特徴を取り上げたことを高く評価した。一方、いまだ不十分である点を指摘して、できるだけ改善してみることを進めた。なかでも、最も重要に思われるのは、「笑い」の文化の比較的分析をそれぞれの文化や時代の価値観と関連づけることである。ラブレールやシェイクスピアなどの作品に見るように、西洋文化において「道化」が普及したのはルネサンス時代であり、王などの権力者には不完全であることについて教える役を果たしていた。それに対して、前近代の日本文化においては、完璧なヒーローが一人もなく、中間領域が重んじられてきたので、社会の土台を揺るがすような可笑ではなく、「クスクス笑い」が形成した。また、太宰治や井上ひさしなどについても具体的なコメントをして、さらに、注釈の付け方を統一させ、注釈のなかで本論において取り上げなかったこと、異なる解釈がありうることなどについて示すことによって、議論を多層化し、さらなる深みをめざす、ということを進めた。

以上、様々な問題点や改善ポイントが挙げられたが、審査委員会は志村岳彦氏の研究が博士論文として高いレベルのものに達しており、「道化」の研究に大きく貢献するものであるという結論に達した。

審査委員会は、2014年1月21日13時15分から15時15分まで、国際基督教大学教育研究棟257号室で最終口述試問を実施し、それが一般公開となっていたので、他の大学院生も出席した。引き続き審査委員が最終判定を行った。その結果、委員全員の一致を得て、本論文が博士の学位を授与するに値するものと認めた。

氏名	岩崎浩一郎
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第178号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	米国大学における寄付活動の形成と継承 -世代間モデルの構築と実証- (Formation and Succession of American University Fundraising: A Trans-Generational Model)
論文審査委員	主査 教授 宮崎 修行 副査 学長 鈴木 典比古 (国際教養大学) 副査 教授 千葉 眞 副査 教授 西尾 隆

論文内容の要旨

本論文は、わが国の大学が財務的困難性を克服し、持続可能な教育・研究活動を展開するための戦略を構築するために必要な、大学への寄付行為の実態とあるべき姿を探求するものである。そのために、米国における高等教育に対する寄付行為 (donation)、それを促進するための募金活動 (fundraising) に関する理論的及び実証的研究を行い、大学に対する寄付行為について、その意義、寄付文化の創造と寄付者の動機と心理を分析し、寄付行為が世代を越えて継承されていくプロセスの要因を抽出している。

すなわち、既存研究やインタビュー調査から特に、寄付者からの寄付行為を享受している在校生が、卒業後、次の世代の寄付者になることについて焦点を当て、これを世代間の寄付行為をモデル化した“trans-generational donation model”として理論モデルを提示し、さらに、寄付者 (donor) と寄付金の関係をマズローの欲求段階説 (Maslow's hierarchy of needs) の理論をもとに、米国における世代間の寄付文化継承のメカニズムを諸側面から総合的に論じている。

近年、寄付行為の動機付けとなる誘発要因を検証していた米国大学での寄付金募集に関した先行研究でも、寄付者の帰属意識に関係したものは多いが、本論文では帰属意識に関係する要因の中から、奨学金受給者をとくに取り上げ、実証的に分析した。まず、

寄付に対する考え方や実際の寄付行為に関するデータを収集するためのアンケートを、卒業生と在校生に対して同時に行った。そして、アンケートの分析では、卒業生と在校生との間の寄付行為に関する行動・考え方の類似性を検証するため、行動・考え方を反映する諸変数を用いて帰無仮説に基づきカイ二乗検定を行った。さらに、アンケート調査にとどまらず、米国の大学財団の2名の理事長経験者への詳細なインタビューを行い、現場の現状を分析に取り入れた。

その結果、米国の大学では卒業後、母校に寄付を行ったことのある卒業生の割合が65%と非常に高いことが判明した。また、米国における寄付文化継承の背景には、在校生と卒業生間に、母校に対する共通認識が存在していることがわかった。そしてそれは、大学の教育から間接的なインパクトを持ったと考えられる要因である *indirect incentive variables* と、学生生活を過ごす中での諸環境要因である *campus life variables* の要因の中に確認できた。とくに、*indirect incentive variables* の中での共通認識は大学の威信に関する *variables* であり、それが在校生と卒業生の帰属意識を高めている要因と考えられる。

具体的には、*indirect incentive variables* の中の “Your college’s reputation”、“The history of your college”、“National ranking of your college” に在校生と卒業生の間に共通認識が存在していることが本研究により確認できた。そして、現在の寄付者で学生時代に金銭的支援を受けた卒業生の中で奨学金をもらった卒業生が、金銭的支援でも貸与給付金や金銭的支援を全く受けなかった卒業生と比較して、次の世代で寄付者となって大学に貢献していく可能性が非常に高いことが立証された。

さらに、在校生と卒業生が母校に寄付を誘発する動機付けとなる要因は帰属意識に関するものであることが確認でき、*trans-generational donation model* を維持させ成功させていくためには、寄付者および在校生の間に存在する帰属欲求（マズローの欲求段階説における第3段階）に着目することが重要であるという知見を得ることができた。

本論文では、このマズローの欲求段階説における帰属欲求の充足を、卒業生が自己の出身大学へ積極的に寄付するモチベーションとして把握して、これにより、米国大学における詳細な実証研究の定量的成果を、わが国大学の実際のオペレーショナルな「寄付戦略」へと展開する、現実的可能性を飛躍的に高めている。

論文審査結果の要旨

岩崎浩一郎氏の博士論文審査委員会により、2014年1月29日8時30分より10時までにてわたり、国際基督教大学教育研究棟の257号室において、最終審査が実施された。最終審査において、最初に岩崎氏が20分の発表を行い、博士論文の構想と内容について説明をして、その後、審査委員による論文の全体的概念、その理論的基礎、そして研究課題を扱うために用いられた方法論に関するコメントや質疑が行われた。

本審査委員会は、本論文が概念的、理論的、方法論的に洗練され、かつ成熟しており、学問的に満足に値するものであるという評価について、全員一致で合意した。本論文は、岩崎氏が在米時代に抱いた大学運営についての問題意識をもとに、さらに、米国主要大学における理事経験による豊富な人脈を十二分に活用し、継続的に抱き続けた問題意識が随所に形を変えて反映されているのみならず、それらが反芻され練り上げられ、その多様性を維持しつつも統一的な概念と戦略に結集しているものである。

国際基督教大学における博士論文作成においては、審査委員による指摘にもとづき、大学における実務経験に、さらに経営学的、社会学的、文化論的考察が加わり、さまざまな角度からの追究と解釈に耐える深度と錬度が添加されたことは、科学的な実証研究の粘り強い遂行とともに、特筆に値すると考えられる。

その結果、当初見られた部分的なロジックの甘さや単調さ偏り、そしてその反対の混乱や齟齬がよく反省され整理され、寄付行為に存在する実質的因果関係とモチベーションに深い洞察と内容的考察が加えられ、新たな実証的成果と知見を加えた、より高い次元での統一的結論を得ることができたことは、まことに評価に値すると考えられる。

より具体的に記述すれば以下のようなものである。今日、わが国の高等教育に利用できる財務的資源（政府の交付金・補助金も含む）が減少していく中で、高等教育の「国際的な競争」が激化しており、日本の高等教育の質の向上が強く求められている。そのために、高等教育に対する財務的資源の獲得と増加は喫緊の課題といえよう。

わが国の大学の財務的資源を増加させる一つの可能性として、寄付の募金活動と寄付金獲得のメカニズムを定着させて、米国に色濃く見られる「寄付文化」をわが国でも創造する、という方法が指摘できる。そのためには本論文で分析した米国の高等教育における募金と寄付のメカニズムおよび寄付文化の醸成と定着から学ぶべき点は非常に多いと考えられる。そこで、本論文では、定量的と定性的の方法を合わせた独自のユニークな方法論により、理論的なアプローチに乏しいこの分野において、つぎのように実態

の解明がなされる。

米国では、東部の有名私立大学を中心として、寄付金の存在が大学の発展に大きく寄与している。1980年代になると米国の「双子の赤字」が表面化したことをきっかけに、米国の大学は連邦政府・州政府の財政の悪化に伴い、大学に対する補助金の削減に直面した。1990年代になると、州立大学においても授業料の値上げだけでなく、自らの資金を外部から集める必要に迫られ、積極的な寄付金募集を行うようになる。2000年代に入り、米国大学の寄付金に関しての研究が多く行われるようになった。

本論文は、定量的な実証研究として、在校生 (student) と卒業生の寄付者 (donor) の2つの世代に対して同時にアンケート分析を行い、両グループ間の類似性につき、その要因を抽出するものであり、これはいわゆる同窓生寄付金 “alumni giving” の実態についての実証的探求であるが、この種の研究はわが国および米国には存在せず本研究がおそらく初めてのものである。

また、先行研究で数多く行われてきた卒業生の寄付を誘発するモチベーションについて、卒業生の帰属意識に着目し、これまでの理論には用いられていなかったマズローの欲求段階理論を基に米国大学の寄付文化の世代間継承のメカニズムを解明して理論的に示したことは、学問的にユニークでオリジナルな貢献であると言えるであろう。それは、優れた解釈の提示により、科学的な実証研究にもとづく本論文のユニークな価値を、いっそう増加することに多大な貢献をしており、わが国主要大学の財務マネジメントに携わる人々に大変有用な示唆と気づきを与えるものとなっている。今後、この研究が、各大学の財務運営に大いに寄与することを期待している。

以上の検討から、本審査委員会は、委員全員の一致を得て、本論文が博士の学位を授与するに値するものと認めるものである。

氏名	増澤智昭
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第179号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Development of High-sensitivity Photodetector Using Amorphous Selenium Photoconductor and Nitrogen-doped Diamond Cold Cathode (アモルファスセレンと窒素添加ダイヤモンド冷陰極を用いた高感度光検出器の開発)
論文審査委員	主査 教授 岡野健 副査 教授 三村秀典(静岡大学) 副査 教授 久保謙哉 副査 教授 山崎満

論文内容の要旨

気相合成ダイヤモンドは、1980年代始めから活発に研究が行われ、宝石としての知名度が高いことはもちろん、化学的な安定性が高いことや、熱伝導性が銅の5倍あるなどの諸特性を生かした工業利用もなされている材料である。さらに、ダイヤモンドが“負の電子親和力”を持つことが発見されてからは、この特徴を生かした実用的な冷陰極の開発が、研究のメインストリームになってきている。

一方、アモルファスセレンウム (a-Se) は、ゼロックスやコダックがコピー機を開発した時代には、光検出器として多くの需要があったものの、その後のシリコン系の光検出器の高精度、低価格化に伴い、現在ではほとんど利用されなくなっている。しかし、1985年に、NHK放送技術研究所が考案したHARP (High Avalanche Rushing amorphous Photoconductor) 以降、a-Seなどを利用した超高感度光検出器の開発は再度脚光を浴びている。これは、超高感度光検出器を、日本が得意としてきたシリコン系の半導体材料で実現することが難しいために他ならない。

本博士論文では、既存のa-Seを用いた光検出器の問題点や課題を明らかにし、その解決のために、窒素添加ダイヤモンドを冷陰極として用い、a-Seを光導電体として用いた

デバイスを開発し、その動作特性を評価するとともに、これまでその原理が明らかに示されていなかったキャリア増倍現象の仕組みを明らかにした。結果として、可視光では量子効率10~40を得ることに成功し、紫外光に関しては量子効率1000という、これまでに報告されたことがないほど大きな数値を得るに至っている。このデバイスで検出できる入射光は、今後X線領域まで拡張されることが期待されており、その場合、レントゲン撮影時の被爆量を1/100程度まで軽減できる可能性と秘めている。

論文審査結果の要旨

増澤智昭氏から提出された博士論文を審査するにあたり、まず 博士論文提出までの増澤氏の研究業績を検討した。これまで学会論文11通 (内、First Author 5通)、プロシーディングス5通、国際会議での発表11件ということであり、内規で定めた学会論文2通以上という最低基準は、全く問題なくクリアされている。この基準を満たしていることが確認された後、2014年1月29日に最終審査を行った。当日は、まず増澤氏本人から博士論文を構成する各章ごとに内容を説明してもらい、論文審査委員の先生方からの質問に答えることで、審査が進められた。

第1章では、これまで行われてきた先行研究の内容が紹介され、この中で増澤氏の調査・分析の能力が問われたが、いずれの質問にもこれまで学んできたことを基礎に、非常に的確に受け応えをし、審査委員から高い評価を受けていたと感じられた。第2章では、光導電膜として用いたアモルファスセレンウム (a-Se) について、その成膜方法から評価までが説明され、この研究で使われたa-Seの特性について、十分な知見を持つことが証明された。第3章では、冷陰極として用いた窒素添加ダイヤモンドについて、2章同様、その成膜方法から評価までが説明された。第4章では、a-Seと窒素添加ダイヤモンドを組み合わせた光検出器の可視光に対する動作が紹介され、増倍現象に関する増澤氏の考案したメカニズムが詳細に説明された。第5章では、この光検出器の紫外光に対する動作について説明され、今後のこの分野の将来性などについても言及があり、増澤氏の柔軟で多岐にわたる”興味”を感じさせた。

ご本人の質疑応答終了後、審査委員4名で審議を行った。学外審査委員をお願いした、静岡大学電子工学研究所所長の三村秀典教授からも「研究志向の国立大学の基準で審査しても、増澤氏の業績であれば、充分学位授与に相当する実力がある」とのコメントも頂き、学内審査委員の先生方からも一致して高い評価を頂いた。これらの経緯を考慮し、審査委員会として、増澤氏が最終審査に合格し、学位を授与されることを強く推薦したいとの結論に達した。

氏名	中野真理
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第180号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	荷風文学のヴィジュアルリティ —「知」が切り拓く美の表現— (Visuality in the Literature of Nagai Kafu)
論文審査委員	主査 教授 リチャード L. ウィルソン 副査 教授 片山 倫太郎 (鶴見大学) 副査 教授 小島 康 敬 副査 教授 ツベタナ I. クリステワ

論文内容の要旨

本論文は、永井荷風の文学における「ヴィジュアルリティ」に光を当て、荷風の中に醸成された芸術観や美意識、豊かな知的基盤をひも解きながら、複数のテキストの分析を通して近代日本文学の開拓者としての永井荷風の姿を浮き彫りにしようとするものである。「ヴィジュアルリティ」とは読者の心に想像上のイメージを描き出す作用や性質であり、豊かなイメージを喚起する荷風文学は、まさにヴィジュアルリティに溢れたものであると言える。

筆者は、荷風文学のヴィジュアルリティを読み解くことが永井荷風の美意識と創作精神の新たな側面を掘り起こし、さらには日本の近代文学における彼の位置づけを再考するために不可欠のものであると考えた。ここで筆者は荷風文学のヴィジュアルリティを、①近代的ヴィジュアルリティ(荷風個人の体験や美意識、近代日本の社会環境・芸術環境から育成されたヴィジュアルリティ)と、②前近代的ヴィジュアルリティ(荷風の知的基盤とも言える日本の古典文学・視覚芸術から学び取ったヴィジュアルリティ)の二つの側面から成立するものと捉えた。そして本論文で筆者がより重点をおいて分析したのが、「前近代的ヴィジュアルリティ」である。荷風の読書記録や言説を辿って行くと、彼の中には古典文学や視覚芸術の豊かな知識が驚くほどに蓄積されていることがわかる。荷風は間違いなくこれらの芸術からヴィジュアルリティのエッセンスを取り入れており、それが彼

の創作活動に大きく貢献したと考えられる。そして筆者はこの「前近代的ヴィジュアルリティ」がどのように荷風の作品の中に取り入れられ、荷風個人の体験や近代という時代環境によって育成された「近代的ヴィジュアルリティ」と結びついているかということ、複数のテキストを取り上げながら分析した。

本論文は三つのパートから構成される。「第一部 芸術家・永井荷風の深層」では、荷風の生涯、外遊体験等、文化的・社会的環境、近代に対する意識等をふまえながら、文学者としての芸術観や美意識を再考し、ヴィジュアルリティを志向していく過程を詳しく見ている。「第二部 荷風文学の源泉—前近代的ヴィジュアルリティの発掘」では、荷風文学の重要な柱と言える「前近代的ヴィジュアルリティ」に目を向け、古典文学や視覚芸術の表現上の特徴や表現精神について分析している。ここでは漢詩を出発点とし、従来荷風研究の中では注目されてこなかった古代・中世の文学（和歌、『伊勢物語』、『枕草子』、『徒然草』）、そしてそれらと深い関係をもつ近世の文学（俳諧、狂歌、人情本）と、さらに視覚芸術（浮世絵、人情本の挿絵）を取り上げている。そして「第三部 テキストから読み解くヴィジュアルリティ」では、荷風が生み出したテキストから古典文学や視覚芸術に学んだ表現手法や美意識を抽出し、それが荷風の近代的ヴィジュアルリティとどのように共鳴し、何を表現しようとしているかを分析した。ここでは作品ごとの分析（『すみだ川』『風邪ごこち』『恋衣花笠森』『日和下駄』『花瓶』『腕くらべ』『瀬東綺譚』）とともに、荷風文学に頻出するモチーフの分析（月、雨、水の流れ、虫、落葉・枯葉、隠れ家）を試みている。

本論文を通して見えてきたのは、荷風は文学という芸術の新たな表現を開拓するためにヴィジュアルリティを重視したということである。それを後押ししたのは、アメリカ・フランスで得た芸術的刺激と、日本の伝統文化の破壊や近代の日本社会に対する反感であった。彼は西洋の地で「主観」を基軸にした描写法や、感覚表現・感情表現を豊かに盛り込んだ文学を学んだ。そして帰国後、日本の伝統文化の美に眼を向けるようになるのだが、その美が破壊され個人の自由な感情表現も抑圧されていく中で、失われていく美の価値をいかに言葉で描き出し、人間がもっている五感や感情をいかに覚醒させるかということを考えるようになった。こうして荷風は、美的イメージを通して読者の五感と感情を刺激するヴィジュアルリティを追究するようになる。そこで荷風が自身の創作世界に豊かに取り入れたのが「前近代的ヴィジュアルリティ」である。「前近代的ヴィジュアルリティ」の中に存在するもの、それは目に見えない「心」の世界を目に見える自然のイメージを通して表現する方法、テキストとコンテキストの共鳴によって様々な表象を印象づける表現、美的瞬間を捉えるミクロ的観察眼、五感の共鳴が描き出す空間の美、過去と現在の重ね合わせによって可視化される内面世界、複雑な感情を映し出す表情やしぐさのクローズアップなどである。荷風はこれらを自身のテキストに豊かに盛り込ん

だのである。

しかし、荷風文学は「前近代的ヴィジュアルティ」だけで成立するわけではない。そこには近代人としての感性が生きた「近代的ヴィジュアルティ」の力も働いている。それは、「個」としての人物の外面的特徴、様々な状況の変化に伴って現れる人間の複雑な内面感情、ある瞬間における事物の変化、さらには社会の表と裏（光と影）、繁栄と荒廃の対比、葛藤や悲哀や絶望、江戸と近代の裂け目、失われて行くものの幻想性、無常の美といった様々な形をもって表れてくる。そして「近代的ヴィジュアルティ」が「前近代的ヴィジュアルティ」と融け合った時、豊かな美的情調や複雑な内面感情の描出が可能になるのである。ここで注意すべきことは、荷風文学のヴィジュアルティは美に目を向けさせると同時に、近代社会の中に隠された様々な現実をも浮き彫りにするということである。美的情調の中に人間が生きている世界の現実を描き出すことこそ荷風が切り拓いた新たな文学の形であった。それは自然主義文学とは異なるリアリティーの表現を獲得したのであり、ここに彼の文学の個性が光っているとと言えるだろう。

論文審査結果の要旨

2014年1月31日、リチャード L. ウィルソン、片山倫太郎（鶴見大学）、小島康敬、ツベタナ I. クリステワの各教授からなる博士論文審査委員会の審査が開かれた。審査では、冒頭に中野氏から論文について概要的な説明が行われた後、審査委員会から個別に質疑応答が行われた。

2013年5月28日に行われた中間発表では、中野真理氏の論文を改善していくための二つの課題が浮かび上がった。一つは永井荷風における古典文学の扱い方であり、日本文学の伝統における古代の和歌や歌物語、俳諧の理解がやや不足していた。もう一つは、文学あるいは19世紀～20世紀の美術における「ヴィジュアルリティ」についての論理的かつ歴史的な理解が不十分であったことである。最終的に提出された博士論文にはこれらの点がきちんと補充されていた。特に、中野氏が新たに付け加えた「前近代的ヴィジュアルリティ」と「近代的ヴィジュアルリティ」という考え方は、論文における考察や分析をさらにレベルの高いものにしたと言える。

2014年1月31日に行われた最終審査では、各審査委員からこの論文を評価する好意的なコメントとともに、いくつかの問題点に対する指摘や今後の課題につながる意見が出た。まず、外部審査委員である片山倫太郎教授は、中野氏の論文の全体的な考え方や主張を適切かつ有効なものであると認めた上で、これまでの他の荷風研究者の意見や批評との関係性をより一層明確にする必要があると指摘した。また、近代における個人主義の意識の表れ方についても、社会に対する荷風のスタンスと結びつけながらより具体的な議論が必要であると述べ、さらに日本の自然主義がロマン主義の影響を大きく受けていることを説明した。作品分析については、例えば『すみだ川』は全体的には丁寧に分析されているものの、論文中に登場する「悲哀」の概念は、登場人物が様々な個性をもっているがゆえに、すべての人物には当てはまらない場合があることを指摘した。また「個」の捉え方に関連して『すみだ川』における長吉の人物像についてより詳しい分析が欲しいという意見もあった。さらに、片山教授は『恋衣花笠森』と『溼東綺譚』を例に挙げながら、作品の不完全性やストーリーの破綻についても指摘する必要があると述べた。最後に、新橋や玉ノ井などについて「場所の特殊性」に関するヴィジュアルリティを詳しく取り上げると良いという意見が出た。またこの他、論文中の誤植や言葉の表現についてもいくつかの指摘があった。中野氏は片山教授の指摘を受け止め、訂正を試みることを約束した。

続いてクリステワ教授は、この論文が日本の近代文学研究にはあまり見られない「美」についての研究であることを高く評価し、荷風の優れた文章は「美」というアプローチが非常に有効なものであると述べた。一方、こうしたアプローチを根拠づけるため、先行研究をもっと詳しく取り上げるべきだと指摘した。また、文学は言葉の芸術であること、「ヴィジュアルリティ」という用語には、直訳の「視覚性」だけでなく、「心象」すなわち感覚を通して心の中に再表現されたものという意味があることについて、論文中で強調するように勧めた。「近代的ヴィジュアルリティ」の特徴もいっそう明確に示すべきだと指摘した。さらに、和歌の「ヴィジュアルリティ」と絵画との関連性に触れて、論文中で和歌の概念をより詳しく考察していく必要があると指摘した。俳句についても同様であり、「聴覚」と「視覚」の結びつきを考慮する必要があると述べた。次に、『伊勢物語』の扱い方については中間発表の時点より大分改善したものの、『伊勢物語』の歴史的な役割（「選択」と「組み合わせ」の教材としての役割）について言及するとなお良いというコメントをした。最後に、明治時代になって古典文学のエロティシズムを排除する傾向が現れてきて、こうした傾向が荷風文学の評価にも良からぬ影響を与えたことに着目したうえ、エロティシズムが荷風の美意識においては極めて重要な要素であるので、それについても考察する必要があるという意見を表した。

小島教授は、本論文の内容を高く評価した上で、歴史学研究の視点から、荷風が置かれた状況について詳しい分析があると一層望ましい旨を指摘した。具体的に言えば、荷風が描き出す世界のイメージが荷風個人の生き方とどのように関係しているかということである。荷風の人物像は、好色であり儉約家であったこと、特に年老いてからは容姿や服装をほとんど気にせず生活していたことが知られている。これらは彼の文学における美的世界と一見矛盾するもののようにも見えるが、この落差をどのように説明したら良いのかを質した。それと関連し、荷風は社会の片隅に追いやられた人の視点として作品の中に温かな眼差しで取り入れおり、作家の「実」の生活と「虚」としての作品との「虚実皮膜」の関係をどのように読み解いていくかということも重要な問題であり、荷風のリアルな生活や生き方をふまえた上で作品を見ていくと、その「美」の世界が一層光を放つものとして見えてくるのではないかという意見を述べた。また、「ヴィジュアルリティー」の定義と、「近代的ヴィジュアルリティ」が「前近代的ヴィジュアルリティー」に対して具体的にどのようなイメージとして描き出されているのか、より明確に伝わるような説明が欲しかったという指摘があった。最後に、ヴィジュアルリティを重視した近代文学の作家として、荷風と比較するには誰がよいかという質問があった。これに対し中野氏は、荷風自身も高く評価していた樋口一葉、泉鏡花、谷崎潤一郎の名を挙げた。

ウィルソン教授は、中野氏の論文が荷風文学のヴィジュアルリティについて丁寧に分析し、さらにそのルーツとなる古典文学や視覚芸術を追究したことについて、他の審査

委員同様に高く評価した。そしてこの研究を今後充実させるためには、より詳しい比較分析や時代環境の研究が必要であると述べた。特に荷風文学のヴィジュアルリティは、(1) 同時代の文学や批評、(2) 西洋の芸術文化における「東洋」の視覚化の問題（ジャポニズムやオリエンタリズム）、(3) 明治末から大正初期にかけての様々な視覚文化の発達（映画、写真、広告、同人雑誌や浮世絵研究）などと密接に結びついており、これらの問題にも目を向ける必要があると述べた。

以上、様々な議論や改善ポイントが浮かび上がったが、審査委員会は中野真理氏の研究が博士論文として高いレベルのものに達しており、永井荷風研究に大きく貢献するものであるという結論に達した。

審査委員会は国際基督教大学教育研究棟 247 号室において、2014 年 1 月 30 日 11 時 30 分から 13 時 40 分まで最終口述試問を実施し、引き続き審査委員による最終判定を行った。その結果、提出論文は博士論文に値するに十分な内容を持ち、また学位申請者が自立的で高度な研究能力を有することを認めて、全員一致で本論文を博士論文として合格と判定した。

氏名	工藤雅之
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	甲第181号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Effects of Worked Examples on Stress, Cognitive Loads, and Performance in Online Collaboration (オンライン協働におけるワークトエグザンプルのストレス、認知負荷、パフォーマンスへの影響)
論文審査委員	主査教授 鄭仁星 副査教授 佐々木輝美 副査教授 笹尾敏明

論文内容の要旨

21世紀のもっとも有望な教育手法として、多くの研究者がオンラインによる協働学習に注目している。なぜなら、オンライン協働学習はさまざまな学習背景を持つ人々の相互交流を可能にするからである。整備されたオンライン協働学習環境は、アイデア、意見、事実、経験や期待など、学習者同士のやりとりを促進する利点があり (McConnell, 2000)、学習者の性別、専攻、学年や人種などの個人要因に関わりなく有効である (Barkley, Cross, & Major, 2005) ことが広く知られている。

このように、オンライン協働学習には多くの利点があるにも関わらず、先行研究の一部においては、効果が少ないものや利点を強調できないという結果も報告されている。Jung, Kudo, and Choi (2012) の日本における第二言語としての英語利用環境下での研究では、オンライン協働学習に従事する場合、ストレスを発生させる4つの型の要因があることが報告された。それらは、(1) 課題達成での言語に関わる自信、あるいは自己効力の欠如、(2) オンライン協働の為の不十分な教授設計、(3) 技術利用に関する諸問題、そして (4) 協働過程に必要なオンラインでの相互交流、である。

不必要なストレスを緩和する為に、先行研究ではオンライン協働学習をサポートするための教授方略の必要性が議論されている。しかしながら、オンライン協働学習でのストレスに対応する研究は数少なく、具体的な方略、取り組みでオンライン協働学習のス

トレス要因を緩和する実証的な研究に至っては非常に少ないといえる。数少ない研究の中で、Jung et al. (in press) や Kudo (2013) は、認知負荷理論が提唱するワークトエグザンプル (worked example) の利用を提案している。ワークトエグザンプルとは、どのように問題や課題を解決に導くか段階的な模範例や手法を提示する教授方略である。

本研究は、オンライン協働学習において、2つの形式のワークトエグザンプル (プロンプト有り、無し) が、言語自己効力 (language self-efficacy = LSE) のレベルとの関わりにおいて、4つのストレス要因 (タイプ I, II, III, IV) と3つの認知負荷 (cognitive loads)、すなわち内在的 (intrinsic) 認知負荷、外在的 (extraneous) 認知負荷、妥当な (germane) 認知負荷に与える効果、および作文課題に与える効果を明らかにする事を目的とした。研究課題として挙げたのは以下の3つである。

- 1) どの形式のワークトエグザンプルが、オンライン協働学習で2つの LSE レベルの EFL 学習者のストレス要因緩和に対して効果的か?
- 2) どの形式のワークトエグザンプルが、オンライン協働学習で2つの LSE レベルをもつ EFL 学習者の認知負荷減少に対して効果的か?
- 3) どの形式のワークトエグザンプルが、オンライン協働学習で EFL 学習者の協働での作文成績に対して効果的か?

上記の研究課題に答える為に、本研究では地方にある工業大学で2つの準実験を行い、実験1に60名(3年生)、実験2では80名(1年生と2年生)が参加した。参加者は、実験1では3人一組、実験2では2人一組で6週間のオンライン協働作文課題に従事した。実験1は、2つの教授方略の違いによりストレス要因と認知負荷が処遇の前後において、自己効力の高さとの関連でどう変化するかを比較した。さらに、協働による作文は、教授方略の違いによる差が検証された。実験2では、実験1と同じ実験手順が踏襲されたが、何の教授方略も付与しない統制群を置き、ストレス要因調査を二度から一度に変更した。Type I から IV のストレス要因の計測には Stressor scale (Jung et al., 2011) が使用され、外国語でのタスクとスキルの自信の計測には、Foreign language self-efficacy scale (Shaw, 2006) が使用された。協働作文を評価するにあたっては、ESL composition profile (Jacobs et al., 1981) を使用した。

研究課題1に関しては、4つの型のストレス要因の平均値に対し、三要因の分散分析を処遇要因、LSE 要因、そして前後要因に対して行った。その結果、低 LSE 群において、前後と処遇に交互作用が認められた。低 LSE 群では、プロンプト付ワークトエグザンプルを用いると、処遇の後の状態で Type I ストレッサーを削減できることが判った。このことは、ワークトエグザンプルに「ストレス緩和効果」と言うべき新たな知見を加え、

Niculescu ら (2009) のストレス反応を引き起こす認知負担は、心的努力 (mental effort) と要素を共有するという説をサポートするものである。また実験 1 で観察された交互作用により、LSE がプロンプトの効果を左右したことも認められた。この結果は、低 LSE 学習者にとってプロンプトが、ストレス削減に対し足場掛けとして機能し、枢軸的な効果があったことを示している。プロンプトは、Davis (2003) が言うように「有能な他人」として機能し、協働作業を行う上で必要なワークトエグザンプルが使用できるよう低 LSE 学習者を助けたことを示唆している。しかしながら、実験 2 は Type I ストレス要因に関する実験を再現できず、実験 1 と相対する結果を示した。

実験 1 では Type IV ストレス要因に対して、前後と処遇の交互作用を認めた。プロンプト無しのワークトエグザンプルグループの Type IV ストレス要因の平均値が、処遇の後において高かった。Type I ストレスとの対照で考えると、プロンプト無しのワークトエグザンプルを使ったグループは、ワークトエグザンプルの使用をほう助するプロンプトが提示されなかったことが原因で、ワークトエグザンプルを利用する事ができず、オンライン協働作業での意思疎通で苦労したことが伺える。実験 2 での Type IV の結果も、実験 1 の結果を再現する事ができなかった。この不一致は LSE の段階の差や協働課題へのレディネスが原因と考えられる。両実験で Type II、Type III ストレス要因は処遇と LSE の効果に影響されず、本研究で使用したワークトエグザンプルが Type II と III の影響する範囲で足場掛け効果が充当せず、LSE がこの 2 つの分野に関して関わりが薄い事を示す。

研究課題 2 について、二要因の分散分析を 3 つの認知負荷 (内在的認知負荷、外在的認知負荷、妥当な認知負荷) の平均値の違いに対して被験者間要因である処遇と LSE で行った。分析の結果、実験 1 では処遇と LSE の交互作用が明らかになったが、外在的な認知負荷と妥当な認知負荷では交互作用を認めなかった。プロンプト付きワークトエグザンプルを使用すると高 LSE 群では、低 LSE 群に比べて内在的な認知負荷の値が低く観測された。これは、高 LSE 群にとってプロンプトが内在的認知負荷を低く抑える効果を確認したものである。この結果は、高い自己効力を持つものほど大きな作動記憶を持つ (Hoffman & Schraw, 2009) という知見や、プロンプトは内在的な認知負荷を押し上げる (Berthold & Renkl, 2009; Berthold et al., 2011) という知見と一致するものである。実験 2 では、内在的認知負荷、外在的認知負荷の両方とも LSE 要因の主効果しか観測できなかった。

実験 1 では、妥当な認知負荷の値が低 LSE 群と比較すると高 LSE 群で高かった。この結果は、低 LSE 群と比較して高 LSE 群でより多くの認知方略が醸成されたことを示している。しかしながら、本来差が出るはずの処遇における差は見られなかったことから、プロンプトの有無が認知方略の効果的な醸成に寄与するとは言えないことから、この結

果は Type I ストレッサー削減の結果に矛盾する。今後の研究課題としたい。

研究課題 3 に関して、実験 1 は 2 つの処遇において、それぞれの協働作文評価項目に照らして得点の平均値に t-test を行ったが、違いは認められなかった。実験 2 においては、統制群を含んだ 3 グループにおける評価項目の平均値に対して一要因の分散分析を行った結果、Content と Organization の項目で 2 つのワークトエグザンプルを使用したグループは、統制群に比べて高い値を示し、2 つの処遇の効果が確認された。これは、プロンプトの有無にかかわらず、ワークトエグザンプルが Content 項目内容を高めることを示している。Organization は、プロンプト付きのワークトエグザンプルに効果が見られ、プロンプト付きワークトエグザンプルが作文構成の改善の源泉になっていると考えられる。この結果は、プロンプトが参加者の注意を例文の Organization に向けることで、参加者がより良い作文を目指してワークトエグザンプルを注意深く模範として利用したことを示す。

しかしながら、実験 1 と 2 には、いくつかの不一致が見られた。たとえば、実験 2 は実験 1 を再現する事ができず、LSE の高低で逆の反応が観測された。Type I ストレス要因については高 LSE 群が処遇の差の効果を受けたのに対して、実験 2 では、低 LSE 群が処遇の差の効果を受けた。また、実験 1 は処遇の差を観測したにもかかわらず、実験 2 では統制群との差は確認できたものの、2 つのワークトエグザンプルの間には差は確認できなかった。実験 1 では、低 LSE 群が影響を受けたが、実験 2 では高 LSE が影響を受けた。この差は LSE の段階の差と就学年の違いによる学習者のレディネスによるものであると考えられ、実際に 2 つの実験での被験者の平均の LSE の平均値を比べると、実験 1 の被験者が統計的に有意に高かった。深い考察を得る為には、LSE とワークトエグザンプルの関係を実証する研究が望まれる。

結論として、この研究には制限があるものの、実験 1、2 の結果から低 LSE を有する EFL 学習者をオンライン協働学習に含むためのいくつかの示唆と提言を得る事ができた。プロンプト付きのワークトエグザンプルは、特に低 LSE 学習者の Type I ストレス要因を減ずる効果がある事が確認され、低 LSE 学習者も学習方略の助けを借りて協働作文課題に貢献し、完遂できることを確認した。その際には、低 LSE 学習者に対してワークトエグザンプルの効果を拡張する為に「足場掛け」を付与し、学習者をサポートすべき事が提案された。

本研究の結果は、オンライン協働環境を開発、実行する上で、LSE が深い影響力を持つ事を示しており、この知見は LSE が Type I ストレス要因だけでなく認知負荷にも影響を与えることが判った。学習者自身が協働他者と自らの責任で協働しなければならないオンライン協働環境では、自己効力が参加のみならず、学習成果にも直接的に影響することを示している。またオンライン協働での適切な学習方略設定を目指すにあたり、

EFL 環境下での協働作文課題については“2重コンテンツのワークトエグザンプル”の使用が提案された。2重コンテンツのワークトエグザンプルは、EFL 学習者が手本から文章の構造や内容までも「借りる」ことのできる効果的な教授方略であり、自己説明プロンプトと共に利用することで、低 LSE 学習者もこのスタイルのワークトエグザンプルからの恩恵を享受できる事が確認された。

最後に、本研究では足場かけの重要性を確認した。ワークトエグザンプルは、英語能力の欠如を補い「足場をかける」事で低 LSE 学習者の作文課題の遂行に貢献した。プロンプトもまた低 LSE 学習者に対して強固な足場かけ効果がみとめられた。知識やスキルの欠如を補い、学習者の自信をしっかりとった手段でサポートすることは、効果的で楽しさを実感できるオンライン協働学習環境を整えるうえで、極めて重要である。

論文審査結果の要旨

工藤雅之氏の博士論文最終評価審査委員会は2014年2月3日午前10時10分から11時20分まで、教育研究棟257号室で開催された。博士論文の徹底的な見直しの結果、工藤氏の論文は、その着眼点、方法、結果、考察および結論を通して質の高い研究論文であると、博士論文評価委員会は全員一致で同意した。また、委員会は、本論文の内容は非常に良く整理され、言語教育におけるインストラクショナル・デザイン領域への貢献も明確にされていることへの認識に関しても同意があった。それゆえ、委員会は全員一致で、工藤氏の論文を、最終審査で合格とすることで同意をした。

工藤氏は、オンライン協働学習を用いた英語ライティングの授業においてワークトエグザンプルを教授ストラテジーとしての効果を検討したが、特に語学自己効力感の低い学生のストレス緩和や不必要な認知負荷に与える効果が強調された。工藤氏の研究結果では、ある特有用ワークトエグザンプルの利用（プロンプトのある具体例）は、他のワークトエグザンプルに比べると、ストレスの軽減、内的認知負荷を促進し、大学生—特に、自己効力の低い学生—における協働ライティング課題の成績を改善することが示された。

第二言語としての英語教育にあたって、自己効力感が低くかつ関心も薄いのが、ストレスが高くなり、認知負荷も高くなる日本の大学生への指導の困難さを痛感して、工藤氏は本研究の必要性を説き、重要な研究課題を設定した。展開された研究課題に答えるために、工藤氏は研究手法の価値や制限を十分に理解した上で、準実験を二つ実施した。それぞれの実験では、オンライン協働英語ライティングの課題という文脈において、2種類のワークトエグザンプル（プロンプトの有無）を使って効果を検証した。工藤氏は英語ライティングの講師であったために、実験群の管理を上手くこなし、教授ストラテジーを計画通り実施し、学生のオンラインでの協働過程を慎重に観察した。それ故、工藤氏は必要なデータを徹底して収集し、綿密な考察をした上で、インストラクショナル・デザインや言語教育の分野において学問的で実践的な示唆を提供することができた。

工藤氏の研究は、インストラクショナル・デザインや言語教育の分野への新しい知見を提供しているが、それはオンライン協働ライティングにおいてストレスが低減され、認知負荷統制を促進する効果的なストラテジーを示したことであった。こうした教授ストラテジーは、語学に関して低い自己効力感を持つ学生にとっては、有益であろう。本研究の将来につながる研究としてオンライン協働学習に参加する多様な学習者へのいろいろな「足場掛け」ストラテジーの検討ができるであろうし、ESLの文脈においてワー

クトエグザンプルの応用を教育者に導くことができるであろう。

工藤氏の博士論文は、膨大な努力によるものである。よって、本委員会は工藤氏の完成論文を高く評価する。

氏名	田中極子
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第182号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	大量破壊兵器技術のデュアル・ユース性における 軍備管理レジームの現代的意味 (Contemporary Meanings of Arms Control Regime with Respect to the Dual-Use Nature of Weapons of Mass Destruction)
論文審査委員	主査 教授 千葉 眞 副査 教授 植田 隆子 副査 教授 木部 尚志 副査 教授 毛利 勝彦

論文内容の要旨

(1) 本博士論文は邦語で書かれており、そのタイトルは「大量破壊兵器のデュアル・ユース性における軍備管理レジームの現代的意味」である。

大量破壊兵器として分類されるのは、核兵器、生物兵器および化学兵器である。大量破壊兵器は、比類なき破壊力、その殺戮能力の無差別性、被害者が長期にわたり深刻な後遺症に苛まれるという共通の特徴のゆえに一貫して国際的な規制の対象となってきた。同時に、核兵器、生物兵器、化学兵器は、その元になる核分裂性物質、化学物質および毒素、それらに関連する知識や技術を用いて、軍事的な破壊行為に加えて平和目的の用途をもつデュアル・ユース性という共通点を保持している。本論文の目的は、大量破壊兵器のデュアル・ユース性を踏まえ、現代世界におけるその脅威に対して構築されてきた軍備管理レジームの現代的意味を考察し、それを問いなおすことにあるといえよう。

本博士論文は、初めに大量破壊兵器のデュアル・ユース性の本質とは何かを検討している。次に本論文は、軍備管理レジームが、デュアル・ユース性がもたらす脅威にどのように対処しているのか、または対処できていないのかについて、核兵器不拡散条約

(NPT) 体制、生物兵器禁止条約 (BWC) ならびに化学兵器禁止条約 (CWC) の規範理念・成立過程・実際の運用と役割を検討している。これら二つの作業を通して、本論文が最終的に明らかにするのは、デュアル・ユース性によりもたらされる新たな課題に対して、軍備管理レジームのあり方が及ぼす影響や意味、役割や機能について批判的かつ建設的に考察している。

(2) 本論文がとくに焦点を当てているのは生物兵器と化学兵器である。これらを扱う BWC および CWC はそれぞれ、両兵器を完全に禁止することを規範理念とし、すべての締約国に対して平等に義務を課している。この点でこれら二つの体制は、核兵器を保持する五大国の現状維持を承認し、核不拡散を目指す NPT 体制とは基本的に相違している。

BWC 体制と CWC 体制は、規範理念およびデュアル・ユース性に対する捉え方に共通性があるものの、その理念を遂行するための機能の制度化は対極的である。CWC 体制は化学物質に関する活動やそのための施設が、合法目的から非合法目的に転用されないように、化学産業における活動も検証措置の対象とし、締約国による申告とそれに基づく査察の二段構えでの通常の検証措置に加え、CWC 違反の疑惑が生じた場合には、他国により査察の申立てを行う「チャレンジ査察」制度を設けている。また、CWC 体制は、検証措置を実施するための機関として OPCW を設置しており、その内部機関として、検証措置の結果を議論し、意思決定を行うための場として、締約国会議及び執行理事会を設置している。さらに、デュアル・ユース性に適時的に対応するために、科学技術発展を評価するための科学諮問委員会を制度化している。これに対して、BWC 体制は、そのいずれの機能も制度化されておらず、運用検討会議のみが条約の運用状況を確認する唯一の場となっている。

上記の相違により、NPT 体制、BW 体制、CWC 体制は、デュアル・ユース性がもたらす現代の脅威に対してそれぞれ異なる課題に直面していることが示された。NPT 体制は、核不拡散、核軍縮へ向けた努力、原子力の平和利用を規範理念の三本柱としているが、核兵器国と非核兵器国を固定化する差別的な構造も要因となり、核不拡散を重視する核兵器国と、核軍縮および原子力の平和利用を強く主張する非核兵器国との間でつねに対立が生じている。CWC 体制は、法的枠組みが詳細であることから、新たに発生する脅威や課題に対しては、条約上の制度の抜け道を防ぎ、制度を完全にしていくことがその対応措置の中心となっている。BWC 体制は、その義務の遵守を確保するための検証制度を備えていないため、条約上唯一規定されている運用検討会議を通じた活動のみが、条約の実効力を強化するための手段となっている。

(3) 第 1 章におけるこうした前提的考察を踏まえ、第 2 章以下では、核兵器 (第 2 章)、生物兵器 (第 3 章) および化学兵器 (第 4 章) を個別に取り上げ、デュア

ル・ユース性によりもたらされる脅威が認識されてきた過程を、軍備管理レジームの形成過程との関係において検証している。その作業を通じて著者は、大量破壊兵器に関連する物質および技術のデュアル・ユース性ならびに軍備管理レジームが安全保障環境に及ぼしてきた影響を考察している。

とりわけ、第3章では生物兵器が取り上げられているが、著者は生物兵器のデュアル・ユース性によりもたらされる新たな脅威に対して BWC がどのようなアプローチで対処しているかを分析している。第4章において著者は化学兵器の使用の歴史を概観しつつ、化学兵器が民軍両用の二面性に限らず、数多くの目的において用いられてきたことを明らかにした。イラン・イラク戦争、日本のオウム真理教によるサリン事件ほか5つのケースの検証を通じて、科学兵器使用の実態とその多様性が明らかにされている。また著者は、化学兵器の禁止を規範化する動きを 1925 年に成立したジュネーブ議定書にまでさかのぼり、CWC 体制の成立過程を明らかにしている。また 2013 年に開催された CWC 第3回運用検討会議での議論や方針が分析に付され、今日、国際安全保障環境の変化や科学技術発展に伴う新たな脅威に対しては、「再出現の防止」という用語を用いて広くデュアル・ユース性を捉え、CWC の産業検証体制を強化することに限らず、締約国内での CWC の実施能力の強化を通して対処することの必要性が確認され、CWC 体制の意義があらためて指摘されている。

(4) 第1章から第4章を通して、本論文での分析や考察の特質として特筆すべきは、大量破壊兵器のデュアル・ユース性が伝統的に特定の「モノ」に内在する特性と捉えられていたのに対して、社会的に構築される性質を持つことを明らかにした点である。この関連で著者の分析として注目したいのは、こうしたデュアル・ユースの社会構築(成)性が、軍備管理レジームの形成過程に影響を及ぼすことと実証的に示した点である。NPT 体制は、核保有国が増加することが安全保障上の脅威と認識されたことにより、その拡散を防止するための体制として成立した。それに対して BWC 体制および CWC 体制は、平和利用から軍事転用されることが安全保障上の脅威として認識されたことから、生物兵器および化学兵器を使用の目的に基づき定義し、敵対的目的での開発及び使用を全面的に禁止するレジームとして成立している。こうした経緯と見解が説得的に提示されている。

次にもう一つの著者の課題は、大量破壊兵器によりもたらされる脅威に対抗する手段として、軍備管理レジームを分析することにあった。この作業を通して、NPT 体制が、安全保障分野における国際レジームの形成という側面においては一つの類型であることは間違いないと認識されつつ、しかし他方、冷戦後の安全保障環境の変化に直面してその限界を示していることが明らかになったと指摘される。レジーム外の諸国に対してはその効力は及ばず、また、そうしたレジーム外の諸国を無視ないし軽視することに

よって、レジームそれ自体の信頼性が揺らいでいると指摘されている。BWC 体制は、生物兵器の全面禁止を規範理念としながら、その実現のための法的拘束力のある手段を備えていないなかで、非公式の取組みを通じた緩やかなレジームを形成し、問題に関与する主体が行動する余地を拡大することにより「自律的統治ネットワーク」とも呼ぶうるガバナンスの創出につなげる動きが示された。同様に包括的な規範理念を保持するCWC 体制は、その理念を実現するための手段として詳細かつ介入的な機能を制度化しており、化学兵器に関連するあらゆる脅威をCWC の枠組み内で完全に排除することが目指されていることが明らかとなった。

最後に本論文は、これらの作業を通して、デュアル・ユース性によりもたらされる新たな課題に対して、この課題が脅威と認識される過程において、軍備管理レジームのあり方が影響を及ぼしていることを明らかにしている。すなわち、軍備管理レジームが、脅威に対抗する手段としての役割と、脅威認識を形成する変数としての役割の両側面をもつことを、著者は説得的に提示している。NPT 体制は、その規範理念が国家に対する核兵器の不拡散を目指している。それゆえに NPT により核保有を認められない諸国による核兵器開発計画は、NPT 体制を中心とする大国主導の国際秩序への挑戦と認識され、安全保障上の最大の脅威と捉えられる。また、非国家主体によるテロ行為に対しては何らの効力も有しないことから、テロリスト集団が核兵器や関連物質を用いることに対してはきわめて脆弱であり、そこに NPT 体制の限界が示されている。CWC においては、その規範理念の実現の度合いを誰がどのように評価するかに応じて、脅威の認識が異なることが示された。このことは、CWC 運用検討会議において、化学兵器の廃棄が完了していない国により脅威がもたらされると解釈し、化学兵器の廃棄をCWC の優先課題と位置づける締約国と、化学産業が世界規模で普及するに伴い事業所のセキュリティ確保が十分ではない国により脅威がもたらされると解釈し、産業検証制度の強化を優先課題と位置づける締約国とが、対立的に存在している事実によって示されている。これに対してBWC においては、生命科学分野における科学技術発展により、先端的な技術が悪用又は非意図的に誤用されることによる未知の脅威に対する懸念が、生命科学分野に携わる科学者により指摘されている。BWC 体制には、規範理念を実現するための法的拘束力のある手段が備わっていないが、こうした新たな脅威に対しては、検証体制に基づく条約遵守の確保という軍備管理に主流であったアプローチではなく、締約国政府間に加えて広く科学者やNGO を巻き込んで情報共有を継続的に実施するアプローチが選択されている。BWC 体制におけるこのような傾向は、政府間に限らず、科学者を含む市民社会や企業等の民間部門を包摂する対話や協議の制度化を通じた柔軟いレジーム形成の有益性が示されたものといえる。本博士論文においては、以上の重要な分析や指摘が、説得的に提示されている。

論文審査結果の要旨

(1) わが国において、また世界においても、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する研究は、いまだに重要な文献が少なく、初歩的な段階にある。この分野の日本語の優れた文献としては、本博士論文でも参照された阿部達也『大量破壊兵器と国際法』（東信堂、2011年）や黒澤満『核軍縮と世界平和』（信山社、2011年）など、いくつかある。しかし、これらの啓発的な諸著作は、必ずしも大量破壊兵器のデュアル・ユース性を主題として扱ったものではない。その意味で本博士論文は、わが国のこの主題の研究において先駆的な仕事になるといえよう。しかも、著者の田中極子氏は、外務省の特別研究員の立場でハーグとジュネーブにおいて軍縮問題および生物兵器・化学兵器の禁止にかかわる作業部会や国際会議の運営に直接かかわってきた4年の経験がある。こうした本研究テーマの最新の資料や文書を縦横に使用し、現場のファースト・ハンドの知見を十分に活用できたメリットはきわめて大きく、そうした経験や知見の圧倒的な重要性は本博士論文のいたるところに観察できる。

本博士論文の学術的意義は多々あるが、とくに注目したいのは、今日の国際関係論や国際政治学で重要な堅塁を築き上げつつあるアレクサンダー・ウェントらによって展開されてきた「コンストラクティヴィズム」（構成主義）の手法を随所に活用していることである。NPT体制、BWC体制、CWC体制のそれぞれにおける軍備管理レジームが、大量破壊兵器開発に関する現実との対応のなかで「社会構築（成）的に」形成され展開されていった詳細な論理と具体的な経緯が、説得的な仕方でも説明されている。ここに本博士論文の主たる特色があると評価できるであろう。

(2) 本博士論文の中間報告と審査は、2013年9月19日（木）午前11時半から2時間余り、教育研究棟257室で行われた。基本的にレベルの高い中間報告であることが了承されたが、個々の点について、また博士論文の全体のまとまりに関して、各論文審査委員からコメントや批判や助言があった。

この中間報告を経て三ヶ月半ほど後の2014年1月初旬に本博士論文は提出された。そして最終論文審査は2月3日（月）午後3時10分から教育研究棟347室で行われた。討議と意見交換は一時間半余りに及んだが、基本的に中間報告段階の論文に比べて、格段に整理され、分析と議論も収斂がはかられ、議論の筋も明確になったことが指摘された。木部委員の方からは、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する国際管理レジームと現実の推移との関連における社会構築（成）性の指摘について、さらにそうした社会構築性の形成と諸国家の利害関心や非国家主体のかかわりについても、質問が提出さ

れ、説得的な応答がなされた。さらに植田委員からは、本博士論文のテーゼの新しさと貢献について質問がなされたが、この問いに対して NPT 体制、BWC 体制、CWC 体制のそれぞれの形成過程や対応の多様性を社会構築性の視点から厳密に比較検討した点にあるとの著者の応答がなされた。

毛利委員の方からはその社会構築性の BWC 体制と CWC 体制それぞれにおけるメリットとデメリットについての質問があった。これについて田中氏からは、CWC 体制よりも BWC 体制の方が社会構成性の視点からより明確に説明できたという応答がなされた。千葉委員の方からは、BWC 体制、CWC 体制との対比において NPT 体制については余り掘り下げがなされなかった理由に関して質問がなされた。NPT 体制が他の二者と異なり、大量破壊兵器を各国に均一的に禁止することを謳うものではないというのは、その問題を十分に踏み込んで検討することを回避した理由として適切かという問いであった。この問いに対しては、NPT 体制に関しては将来に期待される核兵器禁止条約および廃止条約との関連で広く取り組む必要があるので、本博論論文では十分に取り組むことができなかつたが、将来の課題であるとの応答がなされた。

これら数多くの質問やコメントに対して、田中氏は一つ一つ丁寧に応答された。もちろん、これらの応答のすべてが、説得力のあるもの、明晰な仕方でなされたとは言いきれない面もあるが、田中氏はこれらの問いやコメント一つ一つに十分な知識と情報と洞察によって応答していることが了解された。

(3) こうして口述試験は、既述したように 2014 年 2 月 3 日 (月) 午後 3 時 10 分から教育研究棟 347 室で行われた。この口述試験の後、引き続いて審査委員会を行なった。委員会は、本論文が博士論文に値する研究であること、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する高水準の研究であり、さらに興味深い論点視点や独自の理解が示されていることを確認し、博士論文審査に合格と判断した。

氏名	高田明宜
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第183号
学位授与年月日	2014年6月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	平和を作る人たちと神への畏敬 ——イマヌエル・カントの真意—— (Peacemakers and Awe before God: Recovering the True Intent of Immanuel Kant)
論文審査委員	主査教授 千葉 眞 副査教授 稲 正 樹 副査教授 木部 尚 志 副査教授 毛利 勝 彦

論文内容の要旨

(1) 本博士論文は邦語で書かれており、そのタイトルは「平和を作る人たちと神への畏敬——イマヌエル・カントの真意——」である。

この論文は、哲学者イマヌエル・カントが、恒久平和を達成するために人間に要求した課題を、市民性という概念を通じて究明しようと試みたものである。また、本論文は、彼の恒久平和論には、人間への深いまなざしとキリスト教的観念が強く影響していることを明らかにしようと試みている。著者は、恒久平和に対するカントの真意を提示するのが狙いであると主張している。

こうした高田明宜氏の主張の背後には、恒久平和論であれ、共和制論であれ、カントの思想が一面的に引証され、論者に都合のいいように解釈されてきた経緯があるという彼の見方がある。これは決して政治思想の分野に限ったことではなく、倫理思想や法思想においても妥当すると指摘されている。そしてこの問題性は、その根柢にあるカントのキリスト教的価値観や思想が十分に参照され、吟味検討されてこなかったことによる、と著者は主張する。その結果、それぞれの研究者によるカント像は、研究者各自の特定のフィルターを通して描き出されたそれではない、と著者は言うのである。この事実はまた、これまでのカント研究が往々にして政治哲学、道徳哲学、自然学、宗教学といった多種多様な領域を横断的に取り上げるものではなく、それぞれの領域の範囲内で個別

に孤立した仕方でも自己完結的に行われてきた、と指摘される。

こうして本博士論文は、カントの恒久平和論を、彼の思想と人生へのキリスト教の影響を十分に考慮することによって、適切に理解しようとする試みにほかならない。とりわけ、カントの人間論と市民性の議論は、彼特有のキリスト教的観念によって本質的に影響づけられ規定されていると指摘されている。こうして、著者である高田氏は、カントの恒久平和論における市民性の重要かつ多様な意味合いに着目し、その多面的な考察を試みている。

目次は次のようになっている。節を省いて章のみを紹介しておきたい。

はじめに (Preface)

第1章 カント思想における3つのメタ理論
(Three Meta-theories in Kant's Thought)

第2章 市民性の基礎としてのカント哲学
(Kant's Philosophy as the Foundation of Citizenship)

第3章 道徳とカント的市民
(Morality and Kantian Citizen)

第4章 カントが見た人間
(Human Being Whom Kant Observed)

第5章 結論——カントの世界市民性
(Conclusion: Kant's World Citizenship)

(2) 本博士論文は、まず第1章でこれまでのカント哲学に関する先行研究を概観しつつ、それらの背景には3つのメタ理論があるとして、それらを類型論的に、あるいは集約しつつ特定化している。それらは、(1) 制度設計者としてのカント、(2) 道徳・形而上学者としてのカント、(3) キリスト教哲学者としてのカントである。高田氏はこれら3つのメタ理論それぞれの正当性を受容しているが、高田氏の場合、とくに中心に来るのは(3) キリスト教哲学者としてのカントであり、それが中心的基軸となって他の2つのメタ理論を説明し、また相対化することを試みている。

まず(1) 制度設計者としてのカントという見解であるが、理性的存在者としての人間は、道徳法則にしたがって法が支配する自由な社会や制度を構築していくという基本的前提を、カントが有していたことに関連する。この見解はカント哲学の基本的前提を明示している点で重要だが、制度設計者としてのカントは、同時にキリスト教的人間論および市民性の議論を重視することによって、人間および市民の魂ないし精神性の問題を提起した。高田氏はこの面を何とか浮き彫りにしようとしている。その意味では、ここには制度論のみに終始するカント論への批判が含意されている。

この批判は、カントの人間論、市民性、恒久平和論の議論を度外視した仕方でヨーロッパ統合論や国際立憲主義の議論（例えば J・ハーバーマス）がしばしばカントを引き合いに出すことへの高田氏の違和感にも繋がってくる。ハーバーマスの場合、一方ではカント理論の再定式化として国際立憲主義を提起したが、しかし他方で、彼は 1999 年のコソボ紛争への NATO の人道的介入を、カントを持ち出して正当化したわけである。カント自身、戦争を絶対悪だと断言している以上、これは、カントの思想の不適切な適用だ、と高田氏は論じている（15-23 頁）。

つまり、カントの制度設計にはその特有のキリスト教的人間論や道徳論、市民性の議論、世界市民論などが前提とされおり、それらによって成立している面がある。こうした諸前提や視座やカント思想の全体を欠落した仕方で、平和連合論や共和制論といったカントの制度設計の議論を単独かつ孤立的に扱ったとしても、意味をもたないと著者は論じている。

もう一つの事例は、もっぱら (2) 道徳・形而上学者としてのカントに固着する見解である。この見解も、(3) キリスト教哲学者としてのカントを前提とすることなく、個別に孤立した仕方で議論されたとしても意味をなさない、と著者は考えている。たしかにカントは、人間に対して厳格な道徳法則とそれに則った課題に取り組むことを義務として課している。彼は倫理学に「定言命法」という概念を導入し、人間の人格に対する深い尊敬を示している。こうしてカントの道徳哲学においては、人格の自由と自律への強いコミットメントが含意されている。つまり、人間の自律は、カントの道徳哲学の基本的概念であり、D・ヘルドも、J・ロールズもこの人間の自律性をカント哲学の中核的概念であることを彼らの議論の出発点にしている。この点で彼らは正しいが、しかし彼らの議論はその大前提をカントのキリスト教的諸観念とほぼ絶縁した仕方で議論している点を著者は批判している。

ロールズの場合を取り上げてみよう。彼も、ハーバーマス同様、カント哲学の再定式化を狙った。しかし、ロールズのカント受容を見ていくと、ロールズとカントの違いは、時代背景だけではなく、人間や道徳に対する信頼の強弱の違いにも見てとれる。さらにロールズの正義論は、カントの道徳原則や啓蒙による自由主義とも基本的に異質なものである、と著者は論じる。ロールズのカント受容はかなり限定的なものにとどまっている。というのも、ロールズ正義論はカントの正義論のもつ「普遍的」性格や世界市民の概念とも齟齬を来しており、さらに正義の原理が一国内を超えて、世界規模で妥当するとのカントの展望とは相容れないからである（35-42 頁）。

本博士論文の特質は、③キリスト教哲学者としてのカントに着目している点である。その関連で興味深いのは、19 世紀の自由主義神学者アルブレヒト・リッチェルのカント受容に多くの頁をさいて考察し検討を加えていることである。リッチェルの自由主義神

学におけるカント受容の検討は、著者にカントの思想がいかにキリスト教的人間論と道徳論とによって重要な諸点で規定されているのかを明らかにするものであった。たとえば、自律の概念のカント以後の受容のされ方であるが、著者によれば、ロールズやD・ヘルドがカント受容として指摘した自律の再構成は、キリスト教色を全面的に脱落させた形で示されたものである。著者は、リッチェルが指摘するように、キリスト教に由来するカントの普遍的人間愛の概念を前提とした時に、カント的「自律」は最もよく説明できると指摘する(61-66頁)。

(3) 第2章、第3章で著者は、市民性(Bürgerschaft)のテーマと意味合いとをカント哲学の諸種の概念との関連で明らかにしようと試みている。悟性、判断力、自然、摂理、道徳、善意志、定言命法、自由と自律、啓蒙などである。また彼は、カントの市民性理解を、市民と臣民の対比、市民と義務、保守主義的性格と共和主義的性格などの、諸種のサブ・テーマを導入しつつ、説明している(82-135頁)。それぞれの議論は興味深く、カント解釈として十分に適切なものと思われるが、これらの諸議論は個々別々に成立している印象があり、全体のつながりが見えにくいことは難点であるように思われる。しかし、同時に興味深い議論もいくつも散見される。たとえば、著者によれば、カントの世界市民構想や恒久平和論の根柢にあるのは、自然の意図で物事が進んでいくというキリスト教的な摂理である。事実、カントはキリスト教を自然的宗教として理解し、キリスト教を評価している。このように論じて著者は次のように主張している。カントの道徳哲学はキリスト教と合致するところが非常に多いのである。カントは、キリスト教的道徳観から永遠平和への経路を導き出そうとし、それに向けて人類が行動することを義務という形で課しており、それは人類に対する期待でもある。

自然の概念についても説得的な議論が展開されている。自然の美は芸術の美に比しても優位にあり、自らの道徳的感情を開化するに至ったあらゆる人間が保持する純化され徹底した心構えと適合するというのである。自然の美も、自然の諸目的の一大体系という理念が与えられた後では、人間も自然の目的として自然全体における自然の客観的合目的性で見なされうるといふ。その自然の最終目的とは人間の開化である。こうした人類における人間の自然的素質の発展と結びつき、自然そのものの目的が達成されるというのである。さらに、自然の究極目標(他のいかなる目的をも自らの可能性の条件として必要としない目的)が達成されるには、市民社会(bürgerliche Gesellschaft)と呼ばれる合法的権力が、相互に争い合うような自由の相互侵害に対して対置されなければならないとも述べている(74-78頁)。

さらに著者は、カントの道徳論といわゆる自然神学が密接不可分に結合している点に着目している。つまり、道徳哲学の背景にはつねにいわゆる自然神学が前提として横た

わっていると指摘され、あるいは、道德神学が自然神学と結びつき、自然神学を補っているとも考えられる。この両者では、自然神学が道德神学に先行するのであるが、いずれにしても、自然はこうした神の意図としての最高善を達成するため、いわば無地のキャンバスに美しい絵画を描くように、世の中は創造されているというのがカントの考えである。この自然に導かれる世界というのは、最高善である恒久平和の達成が企図されているのである。こうして著者は次のように論じる。カントの恒久平和論が、これはカントの思想そのものに共通することだが、キリスト教哲学が前提となっていることは否めない。この視点を欠いた状態でカントの恒久平和論を論じるのは無意味なのである（82-87頁）。

第3章ではカントの道德論を正面から取り上げているが、カントは、理性的存在者としての人間のあり方を最大限重視すると同時に、それでいて人間の不完全さ、弱さ、悪しき部分について現実主義的に認識している。この弁証法的緊張において著者は、カントの人間論の内実を、道德と善意志、定言命法、自由と自律、啓蒙などとの関連で理解しようとする。この関連で著者は、さらにカントの市民論および市民性をも説明している。カントによれば、「啓蒙とは人間が自ら招いた未成年状態から抜け出すことである。」つまり、カントにとっての市民社会とは、普遍的に統合された人民意志による立法によって統合されているものである。この市民社会を統合する啓蒙とは、道德的美徳であり、道德法則に則ったアプリアリなことであると説明される（111-120頁）。さらに第3章ではインゲボルク・マウスの議論を導入しつつ、カントのフランス革命の評価の変化、カントの生来の保守主義ならびに市民と臣民との内的緊張についても興味深い議論を展開している（125-134頁）。

（4）第4章ではカントによる普遍史的視点から人間論を扱っているが、その「非社交的社交性」（die ungesellige Geselligkeit）の議論を検討している。こうしたカントの人間論も多少とも摂理的要素を帯びた自然の働きで説明できる、と著者は指摘している。それは人間にとっての啓蒙の可能性についても同様である。啓蒙にはカントの道德哲学が基礎になっていることはいうまでもない。しかし、その啓蒙を受ける人間に、啓蒙されて市民となっていく素養がなければならないのだが、そこまでカントは人間を信用しているわけでもない。人間は弱く、欲望に支配される傾向を強くもつ。しかし、カントは人間に対して絶望しているわけでもないのである。こうして著者は、人間に対しての希望がカントの哲学には存在し、それがカントの道德哲学、さらには政治哲学、世界市民構想の原動力になっていると指摘する（157-158頁）。

終章でもある第5章で著者は、カントの世界市民構想を取り上げている。著者によれば、カントの世界市民とは、同じ立場で他人の物事を考えなければならないという義務

の普遍的命法に則った理性的存在者である。世界市民は、自らの公的理性を行使して、自分の属する共同体や国家のみならず、世界に対して平和の維持と建設のために、地上における公的福利と最高善のために尽力する任務を帯びている。その意味で著者は、カントにあって世界市民は、かつてH・アーレントが強調したように、世界の注視者であるだけでなく、公共的事柄に積極的に参与し尽力する世界の行為者でもあると主張する。これは、カントの言葉を使うならば、世界空間において理性の公的使用を行うことになる。したがって、世界市民たる市民性を持つ者が存在することが、カントの恒久平和にとって必要不可欠だと指摘されている。こうして著者によれば、世界市民の課題は、人類の課題であり義務でもある「各人が可能な限り全人類の内にこうした正義の状態がまねく実現するように努力すること」である。「こうした行動が目的の国という最高善の達成、つまり恒久平和につながる」というのが「カントの真意」だったのである。カントが敬虔なキリスト者であった事実、そして彼のキリスト教思想が、彼の哲学全体の支えになっていたと指摘されている。

論文審査結果の要旨

(1) 本博士論文の一つの特色ある意義は、わが国において、また世界においても、近年のカント研究が、(1) 制度設計者としてのカントというメタ理論を基礎にかなり孤立的に法制を基軸に考察し究明したり、あるいは (2) 道徳・形而上学者としてのカントというもう一つの別のメタ理論を機軸としてその面のみを限定的に捉える還元主義的傾向にあることを明示した点にあるといえよう。換言すれば、この見解は、カント哲学全体の屋台骨を作り上げている第三のメタ理論、つまり、(3) キリスト教哲学者としてのカントの面を度外視して、それぞれの研究が個別的かつ孤立的に進められていることへの鋭い批判を含意しているわけである。

そこで高田氏は、カントの諸著作を内在的に吟味しつつ、同時に 19 世紀のプロテスタント神学者アルブレヒト・リッチェルの自由主義神学に依拠しつつ、カントの人間論、道徳論、形而上学、哲学全般のキリスト教的性格を闡明しようと試みた。はたしてこの作業が、著者の意図の通りに、十分に説得的な仕方で行われたかどうか、に関しては、異論もありうるであろう。しかし、一つ言えることは、高田氏の上記の着想には大変興味深く、また妥当かつ適切な面が多々あり、読者に対する一つの刺激的な問題提起になっているという事実である。読者は上記の著者のテーゼに賛成するにせよ、反対するにせよ、何らかの仕方での自分の立場を確認し、自分なりの応答と立論を迫られるような意識を自ずと促されるように思われる。これが本博士論文の特質であり、また最も大きな主張であると言って、間違いではないであろう。

この他にも、本博士論文では、市民性および世界市民の構想、自由、自律、正義といった諸概念にみられるカントの理解を、H・アーレント、J・ハーバーマス、J・ロールズ、D・ヘルド、H・キュンクといった現代の理論家たちのカント受容および咀嚼との比較検討を通じて、その独自性を明らかにしようと試みられている。こうした多角的な観点からカントの基本的諸概念を掘り下げようとしている点は、高く評価できる。ただし、問題点もいくつか散見される。第一にカントの文献そのものへのより徹底した内在的究明の面が、総じて弱いことが挙げられるであろう。また第二にカントのキリスト教哲学の諸前提を無視ないし軽視して、孤立的に、また還元主義的に論じられる傾向にある近年のカント研究への論難は、既述したように、本博士論文の個性であり特質ではあるが、その論難を補強する具体的かつ立証的議論が不足している感が否めない。これらの点は、将来、この論考を刊行する時までには改善していく必要があるであろう。しかし、それでもなお、本博士論文は上記のテーゼの提出において十分に挑戦的であり、その意味でもその

貢献と意義は十分に評価されてよいと思われる。

(2) 本博士論文の中間報告と審査は、2013年10月3日(木)午前11時半から1時間半にわたり、教育研究棟257室で行われた。基本的に重要なテーゼおよび論点が提出されていることは認識されたものの、かなりの改善を要することが指摘され、また博士論文の全体のまとまりに関しても、各論文審査委員からコメントや助言があった。

この中間報告を経てほぼ半年後の2014年4月中旬に本博士論文は提出された。そして最終論文審査は5月19日(月)午前8時50分から教育研究棟257室で行われた。討議と意見交換は一時間半余りに及んだが、基本的に中間報告段階の論文に比べて、テーゼと論旨が格段に明確になり、テーマや論点の集約もはかられたことが指摘された。千葉委員の方からは、この博士論文の特徴として、いたるところでカントのキリスト教(神学)思想と哲学的・社会的概念との関連が示唆されているが、この関連のロジックが、「存在の類比」(analogia entis)のようなものなのか、あるいは何らかの「比喻」ないし「譬」なのか、または一種の「焼き直し」なのか、という質問がなされた。つまり、高田氏は、カント自身が、自らの神学的思想ないし価値を、哲学的に社会的に焼き直しをすることを試みたと理解しているように思われるが、それでよいのか、という問いが提出された。この問いに対して、リッチェルへの着目は、このカント特有の「焼き直し」を神学的見地から逆照射しており、その意味と様態を明らかにしてくれるものと認識しているとの回答がなされた。毛利委員からは、本博士論文において「構築」と「構成」という二つの概念が区別して使用されているかどうか、その区別があるとすれば、それは何かが質問された。これに関して前者は制度により密接にかかわる概念として、また後者はより思想やイデオロギーに関連する概念として使用しているとの回答がなされた。さらに毛利委員からは、本論考においてハーバーマス批判の文脈で、「人道的介入」と「保護する責任」の双方の論議があるが、後者が十分に取り上げられなかった点について批判的コメントがあった。

稲委員からは、カントにおいてキリスト教的価値や特徴がとくにどのように理解され認識されているのか、という質問がなされた。これに対して高田氏は、とくに絶対者としての神の存在と神の摂理への理解、さらに人間論においてキリスト教的特色が発揮されていると思うと答えている。後者に関しては、具体的には原罪を帯びた存在、有限的存在、道徳的改善が可能である自由をもつ道徳的存在として人間が捉えられている点であると回答であった。木部委員の方からは、非キリスト教的にカントを受容しているとされるロールズ、ハーバーマス、ヘルドなどの批判の意図は分かるが、具体的な論駁をもっとする必要があるのではないか、という問題提起があった。さらに稲委員の問いかけを引き継ぐ仕方でも、カントにおいて何を基本的にキリスト教的なものとして認識され

ているのか、についてもっと説明と議論がほしかったとの批判的コメントがなされた。こうしていくつか改善点が示されたが、高田氏からは基本的に同意する回答が示された。これらの質問やコメントに対して、高田氏は一つ一つ丁寧に応答された。もちろん、これらの応答のすべてが、説得力のあるもの、明瞭な仕方になされたとは言い切れない面もあるが、高田氏は十分な知識と情報と洞察によって応答していることが了解された。

(3) この口述試験の後、引き続き審査委員会を行なった。委員会は、本論文が博士論文に十分に値する研究であること、独自の論点とテーゼが提出されていること、さらにその学問的意義と貢献を確認し、博士論文審査に合格と判断した。

氏名	LANDAU, Samantha H. (ランダオ, サマンサ)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第184号
学位授与年月日	2014年6月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Uncanny Houses, Sinister Homes - the Architecture of Feminine Anxiety in Gothic Literature- (不気味な家・怪奇な住居 —ゴシック文学における女性の不安の表象—)
論文審査委員	主査 上級准教授 生駒夏美 副査 教授 榎本真理子(恵泉女学園大学) 副査 特任教授 大西直樹 副査 教授 ツベタナ I. クリステワ

論文内容の要旨

本論文は18世紀に隆興したゴシック文学の伝統の中でも特に **Female Gothic** にあらわれる家の表象に着目し、家のモチーフが家族観や家族における女性観の変化に由来する不安の居所として機能している様子を辿った。特に、18世紀、19世紀、そして20世紀と時代が移るにつれ、家父長的家族もその姿や女性管理の方法を変えていき、ゴシック文学における家も城、屋敷から核家族の一軒家へと変化する。この「家」という物理的空間は、社会における家族のユニットを包含するものであり、公的領域と私的領域を分割する境界線として機能すべきものであるのだが、中に住む人間よりも耐用年数が長く、従ってゴシック文学においては過去の亡霊を内包するものとして想像されている。18世紀以降の激しい社会変化の中で、家は内と外、自己と他者、親しいものと見知らぬもの、新と旧が摩擦を起こす場所となり、社会の周縁に位置づけられた女性たちが感じる存在不安や役割の揺らぎを増幅させた。本論文は、不気味な家 (**uncanny houses**) が時に彼女たちの不安のゆりかごととなり、また時には彼女たちの戦友となって家父長制社会の圧政への破壊力を提示する様子を時代と社会の変遷を踏まえながら分析した。

まず本論はゴシック文学の伝統における家の意味を再考した。家は家族観や女性観と密接に結びつき、女性のジェンダー役割を規定する場所となっている。しかし、ゴシッ

ク文学に登場する家は過去の遺産を内包し、安心感や育みの舞台ではなく、不気味な出来事や犯罪の温床となり、家族に存在する違和や軋み、歪み、価値観の相克、また家族内での女性の抑圧を露出する装置となる。

第一章はゴシックの歴史を起源まで遡ることから始める。産業革命が進行し合理性と生産性を優先する社会に変貌する中で、中世の城や封建社会を舞台とするゴシック文学が人気を博した背景には、過去への郷愁とともに、不合理な現象への不安が共存している。しかし男性作家の手によるゴシック小説が、超常現象の不気味さに焦点を当てると対照的に、例えば Ann Radcliffe のゴシック小説は、不安をきっかけにしてヒロインを旧態依然の家父長制社会から脱出させ新たな秩序へと導く。つまり uncanniness は女性にとって特別の契機を提供していることになる。フロイトの The Uncanny 論を援用し、本論は不安の重層性と主観におけるその役割を指摘する。

また本論はゴシック小説の創始者 Horace Walpole が実際にゴシック風邸宅を建築したことと John Ruskin のゴシック建築論を接続し、物理的な「家」という空間とそこに 19 世紀の英国で見いだされた倫理的意味合い、特に男女の役割分担について考察する。社会が流動性を増す中で、家族の砦としての家とそれを守るべき女性の役割が強化される中、当時の Neo Gothic 文学は家がさらなる相克の舞台となる様を描写する。Emily Brontë の『嵐が丘』は家父長制が一人の孤児の登場によって転覆される様子を描く。女性が家系の財である家父長的結婚制度において、身分違いの Heathcliffe と Catherine の愛は家父長制を破壊するエネルギーとしてヴィクトリア朝の家に取りつく亡霊となる。一方、Charlotte Brontë の『ジェーン・エア』では、主人公のジェーン自身が家父長制を乱す存在である。しかし、彼女の破壊力はダブルであるバーサに転移され、後者の死と遺産相続によってジェーンは、財としてではない結婚を実現する。

第二章は 19 世紀のアメリカ詩人 Emily Dickinson の作品における家のモチーフを分析する。ゴシック小説の読者であった Dickinson の作品において、家はゴシック小説にあるのと同様に不安と慰めの源泉である。また Dickinson においては家が心の内部を描写するときに使用されている点も指摘され、家父長的宗教における排除や喪失の不安が、当時のアメリカ社会の中で家に過剰に付与された「安心感」「一体感」への疑念と共に表出している様子が検討される。

第三章は 19 世紀末にアメリカで発表された短編 “The Yellow Wallpaper” を分析する。この作品中に登場する屋根裏に閉じ込められた狂女のイメージは言うまでもなく『ジェーン・エア』から派生したものである。この作品において、語り手の女性はうつ状態の治療と称し、夫から書くことを禁じられ、ゴシック風の一軒家に軟禁されて、壁紙に狂女が幽閉されているとの幻覚を見るようになる。物語の最後には狂女と語り手は一体化し、夫を衝撃に陥れる。この短編においては、男性による女性の知的活動の禁止

と、女性のそれからの脱出が描かれるのだが、ゴシック風の家がその舞台となっているのは偶然ではない。家はまさに女性自身が社会から求められるジェンダー役割と葛藤を強いられる場なのである。

第四章は二部構成となっており、前半部分は第二次大戦前に書かれた *Daphne du Maurier* の『レベッカ』を分析する。この小説においても女性の狂気とエイジェンシーがゴシック風屋敷を舞台に葛藤を繰り広げる。家父長制とこれに対抗する女性の意志が、むしろ後者を悪役とした形で描かれる。『ジェーン・エア』を彷彿とさせる結末部分での屋敷の焼失はしかし、『ジェーン・エア』のように主人公に秩序の再建をもたらすというよりは、家父長制の崩壊と喪失感を強めており、語り手の女性の混乱を強く印象づけるものとなっている。

後半部分は60年代にアメリカで書かれた *Shirley Jackson* の二作品を検討する。*We Have Always Lived in the Castle* には、家族殺しの舞台である家で生活する姉妹が描かれ、家や財産を巡って従兄弟や村の人々とのいざこざが起こる中、引きこもる姉妹の不気味な姿が描かれる。この小説では女性が家父長的家庭／社会の破壊者であり、しかし最終的に代替の「家」は描かれない。また *The Haunting of Hill House* においては、家が失われた母として狂気をはらみ、焦点人物の女性を自殺に追い込む。前作と同様に、内部にいた家族は腐敗し崩壊し消失したのにも関わらず、亡霊の棲む家だけが残る。

第四章で扱われた作品群は特に、家族のめぐる犯罪や狂気・死を「育む」場所として、家に強大な力が付与されている。この不気味な家を舞台として、アイデンティティの危機、既存のジェンダー役割からの脱出、新たな価値観の創造が模索されている。特に母と娘の葛藤や独立への渴望と不安が、理想の「家」の持つ安定を揺るがせ、最終的には転覆させるとした。

結論ではこれまで展開してきた論をまとめた上、文学における家のモチーフをさらに包括的に見るためには、今回研究対象とした以外のゴシック文学作品、特にロシア文学や日本文学、ドイツ文学でのゴシック作品も分析する必要性が述べられた。

論文審査結果の要旨

2014年5月23日、生駒夏美、榎本真理子、大西直樹、ツベタナ I. クリステワの各教授からなる博士論文審査委員会の審査が開かれた。審査では、冒頭にランダオ氏から論文について概要的な説明が行われた後、審査委員会から個別に質疑応答が行われた。

審査委員会は、まず本論文が2014年1月27日に行なわれた中間報告審査においては、論文体裁上の問題点と共に、各章の論点の接続点が必ずしも明確になっていないことが指摘されたが、今回提出されたものでは問題点の大部分が改善されていることを高く評価し、ランダオ氏が研究者としての責任を果たしたことを認めた。

さらに審査委員会は、本論文が女性作家の手によるゴシック小説という伝統を研究したものである獨創性を評価した。ゴシック文学の研究は多くなされているものの、多くは男性作家の作品を研究の中心に据えており、女性作家の特異性に着目したものは少数に留まっている。本論文は従ってゴシック文学の研究領域において貢献するものである。また、本論文が様々な理論を巧みに用い、研究対象のより良い理解につなげている点も高く評価した。また英米の二領域の作品を比較的に扱った点も高く評価されたが、本論文がアメリカ文学とイギリス文学の共通点を前面に押し出す一方で、それぞれの文化の独自性、特にイギリス文化の歴史的層性やゴシック建築の伝統などへの考察が不足している点が指摘され、今後の課題としてランダオ氏に伝えられた。また事前審査の際に指摘された問題点がほぼ全て改善された最終稿を提出したことについて、審査委員会は高く評価し、研究者としての資質を認めた一方で、序論と結論についてはまだ改善の余地が残るとした。このように審査委員会はランダオ氏の論文を評価した上で、審査は個別の質疑応答に移った。

大西教授は、ディキンソンの章において戸口を出入りするイメージが特に詩の分析と有機的に接続していることを評価した上で、女性作家の手によるゴシック文学に男性作家の手によるゴシック文学からの影響はなかったのか、また前者と後者の相違はどういったところにあるのか尋ねた。これに対してランダオ氏は男性作家の描くゴシックにおいて、恐怖が **terror** あるいは **horror** であるのに対して、女性作家の描くゴシック文学に現れる恐怖はより不安感 **anxiety** に近いものであり、それは女性と家のジェンダー的な強い結びつきと無関係ではないのではないかと応答した。また問いの前半については、今後の研究課題としたいとした。さらに大西教授は建築的に見てイギリスの家とアメリカの家が大きく異なっている点を指摘し、その相違がどのようにそれぞれの作家に影響しているかについて尋ねた。これについてランダオ氏は、確かにマナーハウスのような

ものがアメリカにはない一方で、郊外の家という概念にゴシック的なものを見る傾向があるとし、また今年になってこの分野で研究書が出版されたので、今後の研究課題としたいと応答した。

次に榎本教授は、『レベッカ』の語り手が、本当に家父長制の支持者であるのか、語る行為をすることによって逆に家父長制を脅かす存在として読むことが可能ではないかと質問した。ランダオ氏は、女性が創造性を持つことと家父長制は対立することは *The Yellow Wallpaper* でも明らかであり、『レベッカ』においてもそうである可能性があるとのことで、今後考察を深めたいと応答した。さらに榎本教授は『嵐が丘』において、肉体がキャサリンの牢獄として捉えられると指摘し、肉体と家を接続して考察できないかと尋ねた。これに対してランダオ氏は、『嵐が丘』における家の描写は奇妙な怪奇性を持ち、肉体とも重なる部分があると応答した。また榎本教授は、家以外の空間（荒野、海辺など）への考察が不足しているとの指摘があり、ランダオ氏は今後の課題としたいと応答した。

つづいてクリステワ教授は女性作家によるゴシック文学が 18 世紀に登場した必然性について、より考察を深める必要性を指摘し、特に中産階級の隆興と読者層についてゴシック文学との関連を研究するように薦めた。ランダオ氏はこれに対して、当時の女性たちがゴシック文学の消費者であった点とゴシック文学の書き手としても登場した点を、その歴史的背景と共に考察する必要性があることを認め、今度の研究課題としたいと応答した。また、クリステワ教授は *The Yellow Wallpaper* とジャクソンの短編小説が共に日本の読者に共感を呼ぶ作品であることを指摘し、将来日本の読者層へこれらの作品を紹介する可能性について尋ねた。ランダオ氏は本論でジャクソンを取り扱った理由の一つは、日本であまり認知されていないジャクソンの短編を文学研究対象に値する存在として取り上げたかったことであると述べ、日本読者への紹介に努力したいと応じた。

生駒教授は、本論は『ジェーン・エア』の結末を家父長制とは異なる秩序の誕生として積極的に評価しているが、ジェーンがロチェスターとのロマンティックな愛を成就させるためにバーサを犠牲にしたとも解釈できると指摘し、結末の曖昧さを考慮すべきであると指摘した。家父長制度において女性同士が対立させられるのはフェミニズムが指摘してきたことであるが、『ジェーン・エア』でも『レベッカ』でもその対立が見られる。前者は従って、フェミニスト文学の原型と呼ばれることも、アンチフェミニスト文学と呼ばれることもある。このような批評史を考慮に入れた上で、結末の解釈を深めることが重要ではないか。これに対して、ランダオ氏はゴシック文学における結婚制度について、より詳細な分析が必要であると認め、今後発展させたいと述べた。生駒教授はまた、ディキンソンの章において、当時の開拓民の間でもたれていた宗教観についての考察も有用ではないかと尋ねた。特にヨーロッパのキリスト教観との違いや、ディキンソンを取り囲んでいた宗教観がどのようなものであったのか（家父長制）、それが愛国

精神、アメリカ人というアイデンティティの創設とどのように関係しているかは、十分に考察に値するし、ディキンソンの詩の解釈の助けとなるのではないかと尋ねた。ランダオ氏はこれに対して、当該の章の歴史的考察がさらに深化する余地のあるものであると述べ、今後研究を深めたいと応答した。さらに生駒教授は、『レベッカ』の結末部分も曖昧であり、本論の言うように語り手の勝利と言い切れない点を指摘した。またレベッカが「人に公開することによって維持を計る貴族の屋敷」の有能な支配人であったことを指摘し、そうしたビジネスマンとしての側面も考慮すべきと指摘した。これに対してランダオ氏は、『レベッカ』には屋敷の公開についての記述が確かに存在しており、レベッカというキャラクターの分析に有用であると認め、今後発展させたいとした。

以上、様々な問題点や改善ポイントが挙げられたが、審査委員会はランダオ氏の研究が博士論文として高いレベルのものに達しており、「女性作家のゴシック文学」の研究に大きく貢献するものであるという結論に達した。出版するに際しては加筆と修正が必要であるとし、ランダオ氏も出版のような加筆修正の機会が与えられるならば、審査委員会から与えられたコメントを反映すると約束した。

審査委員会は国際基督教大学教育研究棟 257 号室において、2014 年 5 月 23 日 13 時 50 分から 15 時 50 分まで一般公開で最終口述試問を実施し他の大学院生も出席した。引き続き審査委員による最終判定を行った。その結果、提出論文は博士論文に値するに十分な内容を持ち、また学位申請者が自立的で高度な研究能力を有することを認めて、全員一致で本論文を博士論文として合格と判定した。

氏名	大野 ロベルト
学位の種類	博士 (学術)
学位記番号	甲 第 185 号
学位授与年月日	2014年6月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	紀貫之の影 -日本文学と文化の根本を探る- (In the Shadows of Ki no Tsurayuki : Exploring the Foundations of Japanese Literature and Culture)
論文審査委員	主査 教授 ツベタナ I. クリステフ 副査 特任教授 大西 直樹 副査 教授 小島 康敬

論文内容の要旨

本論文は、日本文化史における紀貫之（八七一～九四六）の役割について、古代日本における和歌の機能の再解釈を通して、考え直す試みである。

紀貫之は、高い知名度を誇る文学者ではあるが、主として日記文学の嚆矢である『土佐日記』の作者として知られており、最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』の中心的な撰者であったことや、その結果として生涯を通じて第一線の歌人であり続けたことは、十分に評価されているとは言い切れない。

現代は詩歌が社会的活動の周縁に位置づけられているが、古代日本においては、とりわけ日本文化の独自の姿を築き上げてきた平安時代においては、和歌が一般的コミュニケーションの手段だった。さらに、知的活動の中心をなして、哲学的議論のメディアとして機能していた。だから、歌学書が日本最古の哲学書である一方、勅撰集をはじめ和歌集もまた、メタ詩的レベルでは、プラトンの対話篇のように、哲学的議論として読める。こうしたアプローチを最初に提出し根拠づけたのは『涙の詩学 - 王朝文化の詩的言語』(2001年)などの先行研究だが、本論文の貢献は、このような視点に立脚して、紀貫之の歌人としての活動を徹底的に追究し、古代日本を代表する哲学者としての役割を明確にしたことにある。

序章では、紀貫之に関する先行研究を踏まえながら、本論の目的と研究方法について紹介している。

第一章では、貫之の生涯と、文学を中心に据えた時代背景をたどり、和歌の「共同体」の問題を取り上げている。なかでも特に興味深く思えるのは、「亭子院歌合」の分析を基にして行われた和歌の社会的な位置づけの考察である。

第二章では、歌学者としての貫之に焦点を当て、『古今集』の「仮名序」を中心に、その活動を分析している。歌学書のモデルとなった「仮名序」のなかでは、貫之が「やまと歌」や「言の葉」といった新しい概念を駆使しながら、漢文の伝統的な枠組をうまく利用して、和歌のための理論を構築しようとしたという主張から始まり、貫之の思想が『新古今和歌集』に至るまでの後世の勅撰集に付せられた序文にどのように反映されたかについて考察している。さらに、「大堰川行幸和歌序」と「新撰和歌序」という貫之が書いたもう二つの序文についても取り上げ、彼の和歌観を纏めている。最後には、晩年作の「新撰和歌序」が漢文で書かれたことを取り上げ、その意味について考察している。

第三章では、『古今和歌集』の歌の分析を行っている。和歌集における歌の配列や詞書の働きなどの問題を踏まえて、メタ詩的レベルでの読みについて紹介したうえで、いくつかの歌群の連続的な読みを試みている。さらに、「霞」、「雪」、「月」、「花」、「風」、「水」など、貫之が好んで詠んだ主題について考察し、貫之の表現の特徴を分析し、詩的カノン作りの初期過程における彼の役割について論じている。

第四章では、第二と第三の勅撰集である『後撰和歌集』と『拾遺和歌集』を取り上げている。貫之の死後に集成されたこれら二つの和歌集は、『古今集』とともに「三代集」と呼ばれていて、詩的カノン作りの過程を完成させたものとされている。よって、これら二つの勅撰集のなかで、貫之の和歌に対する姿勢を考察することには、次世代にどのように受け継がれたかについて確認できるという意味がある。本論文は、『後撰集』は貫之を歴史化する傾向があるのに対し、『拾遺集』は貫之を権威化する傾向がある、という結論に至っている。最後には、同時代の重要な私撰集である『古今和歌六帖』をも踏まえて、詩的カノン作りの過程における貫之の役割について纏めている。

第五章では、『土佐日記』と『貫之集』を分析している。まず『土佐日記』は、日記や紀行文のみならず、さらに歌論書としても読めるという可能性について追究している。『土佐日記』が仮名で書かれたことには、和歌を考察の対象にしたという理由もあり、その試みを通して醸成された仮名の表現力は、その後の日本語のあり方にも大きな影響を及ぼした、という主張である。一方、『貫之集』は、九百首からなる貫之の私家集ではあるが、彼の没後に、他者によって編まれたものと考えられているので、『土佐日記』以上に、生身の人間としての貫之の姿を描き出しているといえる。まとめて言えば、貫之本人によって書かれた『土佐日記』と彼の没後に編まれた『貫之集』を比較することで、貫之の思想とその受容の問題に加えて、テキストから透けて見える貫之の実像にも

焦点を当てることができたのである。

終章では、「光」でも「陰」でもあり、さらに「面影」をも喚起する「影」という歌ことばの連想のネットワークに添って、没後から現代にいたるまでの貫之の受容と評価の歴史をたどっている。そして、「やまと言葉」の潜在力を徹底的に発展させ、メディアとしての「和歌」の機能を全面的に発揮させるという時代の先端を行った貫之が、当時の和歌だけでなく、日本文化や日本語の発展に与えた影響について纏めている。

論文審査結果の要旨

2014年5月23日、ツベタナ I. クリステワ、小島康敬、大西直樹の各教授からなる博士論文審査委員会の審査が開かれた。審査では、冒頭に大野ロベルト氏から論文について概要的な説明が行われた後、審査委員会から個別に質疑応答が行われた。

2014年1月20日に行われた中間発表審査では、大野氏の論文改善のために次の三つの課題が挙げられた。すなわち、論文の焦点がいつそう明確になるため、各章の構造を再考察し、焦点からはみだす説明を省略するか、注のなかに入れることや、自分の貢献をいつそう強調するため、先行研究(特に、指導教官の研究)についてもっと詳しく紹介することや、詩的カノン定着における貫之の役割をいつそう根本的に示すため、『古今和歌六帖』も取り上げることで、という三つである。最終的に提出された博士論文にはこれらの点が改善されていた。特に、極めて長かった論文の構造を考え直し、焦点を見極めた結果、論文の大きな貢献がいつそう明確になったということは、審査員全員によって高く評価された。

大西直樹教授は、論文が改善されたことを確認し、結果としてその主張が和歌に詳しくない読者にも伝わるようになってきたと指摘した。さらに、論文のなかで特に興味深く思えるのは、思想家としての貫之についての分析であると評価しながら、「思想家」と「哲学者」の使い分けについて訊ねて、貫之は「哲学者」と呼びうるかについて質問した。それに対して、大野氏は、“philosophy”は、古代ギリシャ語に由来しながらも、現在、一般的な用語として広く使われていることを踏まえて、知の形態は文化や時代によって異なる、という論文のアプローチについて解明した。

小島康敬教授は、知の形態に関する大野氏の説明を支持し、本論文のなかでは、貫之を哲学者として取り扱う根拠が十分に挙げられていると指摘した。だから、大野氏が試みた考察は、思想史の視点からも高く評価できると説明した。さらに、中間発表の段階で指導教官の「影」があまりにも強く感じられたことに比べると、今回は、大野氏自信の「声」がもっとはっきりと聞こえてきたので、論文の貢献も明確になってきたことについて確認した一方、こうした「依存」を完全に無くすために、具体的なアドバイスもした。

ツベタナ クリステワ教授は、論文が改善されたことを強調し、構造の考え直しの結果として、焦点が明確になってきたことを指摘した。さらに、大野氏の分析力を評価し、特に『古今集』の歌群の解釈のレベルの高さに着目した。一方、現段階

で訂正すべきいくつかの点、すなわち先行研究の紹介、用語の使用、詞書に関しての分析、他人による歌の解釈と自分の解釈との区別などについて指示したとともに、出版に向けて改善すべきことについても指摘した。

審査とは無関係だが、口述試問が一般公開だったので、例外として、オーディエンスからも質問を受け付けることにした。そこで、なぜ紀貫之を研究テーマに選んだかという質問に対して、大野氏は丁寧に答え、修士論文で『無名草子』を取り上げてから博士論文に至るまでの経緯について紹介したので、貫之研究に対する熱心な態度について再確認できたのである。

以上、様々な問題点や改善ポイントが挙げられたが、審査委員会は大野ロベルト氏の研究が博士論文として高いレベルのものに達しており、紀貫之の研究に大きく貢献するものであるという結論に達した。

審査委員会は、2014年5月23日16時50分から18時40分まで、国際基督教大学教育研究棟247号室で最終口述試問を実施し、引き続き審査委員が最終判定を行った。その結果、委員全員の一致を得て、本論文が博士の学位を授与するに値するものと認めた。

博士学位論文 内容の要旨と審査結果の要旨 第31集

2015年4月2日発行

編集・発行 国際基督教大学大学院

東京都三鷹市大沢3-10-2

〒181-8585 TEL 0422(33)3231
